

第十回 参議院厚生委員会會議録第三十七号

昭和二十六年六月一日(金曜日)午前十一時四十六分開会

本日の會議に付した事件

○兒童福祉法の一部を改正する法律案 (内閣提出・衆議院送付)

○醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○繼續審査要求の取扱に關する件 (衆議院提出)

○委員長(山下義信君) これより厚生委員会を開会いたします。

○兒童福祉法の一部を改正する法律案を議題に供します。御審議をお願いいたします。

○松原一彦君 あとに法案がたくさんありますことをごさいますしなかなかむづかしい点もあるようございませぬから、一つ政府当局から大体逐條読みながら御説明を聞いて、そして案を確めて行きたいと思つて如何でしようか。

○委員長(山下義信君) それでは松原委員に伺いますが、大体逐條的のようか御審議を願うところという御趣旨でよろしいございませぬか。

○松原一彦君 その通りでございます。簡易な條項は抜いて行つて結構でございますから、重大な点について御指摘願つて、そして説明を頂ければ審議は早く進むと思つて、それから。

○委員長(山下義信君) それでは大体松原委員の御趣旨のようをその線に副

いまして、議事の進行を図ることになります。それでは第一章總則からかかるわけでございますが、第一章中の第一節、定義におきまして、第六條に「親権を行う者」ということが入つておりますが、この改正の趣旨を簡単に御説明願います。

○政府委員(高田正巳君) 従来の用語を改めまして「親権を行う者、後見人」に改める。これは最近の立法例にならなして親権者というのを親権を行う者ということに言葉を変えたわけでございます。

○委員長(山下義信君) 親権を行う者というものは、親権者とそれから親権を行ふ資格を付與せられた者を含めるのですか、親権者を親権を行う者というこの用語に變つた理由です。

○政府委員(高田正巳君) 親権を行う者という方が広いのでございませぬ。一例を上げますと親が未成年の場合にはおじいさんが親権を行うというふうな場合、さうなものも全部含めまして親権を行う者ということにいたしました。

○委員長(山下義信君) この親権を行う者というものの中に親権者と、それから親権の代理をする者を裁判所です許可を受けて親権を行ふ者になつたものというのでは、非常に親権を行ふ者というものが以後に出て来ますが大変に違つたのですが、親権者もこ

の中に含まれておるのでございませぬ。

○政府委員(高田正巳君) さうでございます。

○委員長(山下義信君) 御質疑はございませぬか。それでは私はこの席におきまして質疑させて貰つて恐縮なんですが、便宜私も伺わせて頂きますが、この改正はしておいでになりませぬが、この第二節の兒童福祉審議会のところを伺つてございませぬが、この兒童福祉審議會は今市町村に置くことができるとなつておられますが、市町村に兒童福祉審議會が置かれてありまする状況は今どういふふうな状況でございませぬか。

○政府委員(高田正巳君) 最近の統計を持つておらないのでございませぬが、ちよつと一年ばかり前で甚だ遺憾でございませぬが、市町村全体の約二割になつておられます。併しながら市には大抵置かれておられるようございませぬ。町村には比較的少い、従つて全体の割合は二割くらい、こういう状態でございませぬ。

○委員長(山下義信君) それから兒童福祉審議會でいふ、兒童の文化について推薦をしたりいふ、兒童の文化財について勧告をされておられますが、この實際の効果というものはどうなような模様でございませぬか。この兒童福祉審議會でこれは兒童のため、文化財について推薦されたものが、非常に理解を受けて行われておるとか、或いはこれは不良であるから兒童のために悪いといつて勧告したよ

うなもの、その後廢されておるとかいつたような實際の効果がどういふふうになつておりましたか。又本省ではそれを取上げてどういふふうな対策をしておられるかという実績を承わりたい。

○政府委員(高田正巳君) この條文の運用はうかつかりいたしますと文化統制になるのじやないかというふうなこともありますので、非常に実は慎重を期してございませぬ、殊に中央兒童福祉審議會は非常に慎重な態度をとつておられます。現実に推薦を始めましたのはまださう古くございませぬ。併しすでに相當数の書籍その他のものを推薦をいたしておられます。なお勧告はまだやつておりませぬ。中央兒童福祉審議會、それから地方の都道府県の兒童福祉審議會も大体推薦をいたしておられます。併しな

ら、或いは購入するよう努力をいたして、或いは一般にもその周知方に努力をいたして、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

うなものは、その後廢されておるとかいつたような實際の効果がどういふふうになつておりましたか。又本省ではそれを取上げてどういふふうな対策をしておられるかという実績を承わりたい。

○政府委員(高田正巳君) この條文の運用はうかつかりいたしますと文化統制になるのじやないかというふうなこともありますので、非常に実は慎重を期してございませぬ、殊に中央兒童福祉審議會は非常に慎重な態度をとつておられます。現実に推薦を始めましたのはまださう古くございませぬ。併しすでに相當数の書籍その他のものを推薦をいたしておられます。なお勧告はまだやつておりませぬ。中央兒童福祉審議會、それから地方の都道府県の兒童福祉審議會も大体推薦をいたしておられます。併しな

ら、或いは購入するよう努力をいたして、或いは一般にもその周知方に努力をいたして、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

○委員長(山下義信君) どうぞ。

○井上なつゑ君 只今の兒童文化財のお話でございますが、実は私過去三カ月アメリカの子供のことをいろいろ見せて頂きましたが、その専門的なことは別といたしまして、一般的な感想といたしまして、アメリカでは子供は一体ふだんどこにしまつてあるのか、子供を町で見ないじやないかと私が申しました。そういたしますと、勿論日本

の國とアメリカの國の土地の広さ、比べることはできないのであるから、大体兒童の保護の仕方が本當に全般的に違つたじやないだろうかといふような話でございませぬか。併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

○委員長(山下義信君) どうぞ。

○井上なつゑ君 只今の兒童文化財のお話でございますが、実は私過去三カ月アメリカの子供のことをいろいろ見せて頂きましたが、その専門的なことは別といたしまして、一般的な感想といたしまして、アメリカでは子供は一体ふだんどこにしまつてあるのか、子供を町で見ないじやないかと私が申しました。そういたしますと、勿論日本

の國とアメリカの國の土地の広さ、比べることはできないのであるから、大体兒童の保護の仕方が本當に全般的に違つたじやないだろうかといふような話でございませぬか。併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

ら、併しな

が別に大した効果を挙げていないといふことを承りまして、非常にこれはさびしい思いがいたしますので、ごさいますが、児童局としましてそうした方面にどの程度の、何と申しますか将来計画をお立てになるおつもりでございすか、これについてちよつと承りた。

○政府委員(高田正巳君) 只今申上げましたのは、勧告は中央児童福祉審議会としましては、実は今日までまだ一件もやつておられないということでございます。その事情は勧告をやります前に業者と話し合ひまして、そういうふうなよくないものは作らない、例えばおもちやで悪いものがあるといいたしますれば、業者の団体等に働きかけまして、勧告に行かない前にむしろ懇談的に話を進めた方がいいのじやないかということでございますし、なお勧告をいたしましてはこれは罰則規定がございません。結局勧告をいたしたというだけでありまして、この勧告をやるということが果してどれだけの効果があるかどうかということにつきましても、さような点からも若干の疑義もございす。それで今日までのところいろいろ論議がございまして、推薦の方は相当多数やつておりますけれども勧告はいたしてありません。

なお只今井上委員からアメリカの子供が余りそこらにうろ／＼してないというお話でございましたが、私も確かにはさうなことを見て参りました。聞きますと何と申しますか、教会でありますとか或いは日曜学校のようなもの、それから子供クラブのようなもの、いわゆる子供の何と申しますかコミニニティにおける子供のさう

うなクラブ的なものが非常にたくさんあつて、子供は皆それらどこか一つか二つに属している。そうして余暇をさうなところで遊んでいる、或いはいろ／＼遊戯をしたり何かしているといふことを私聞いたのでございます。而もそれらの活動が、向うではプライヴエート・エイジエンシーというものが非常に発達しているというふうなことも聞いたのでございます。私も子供供クラブとかいろ／＼さうな子供供の何と申しますか、余暇を正しく活用せしめる組織の普及に努力を要する重ねております。この点は文部省の社会教育局でも相当力を入れてやつておられます。併しながら日本の家庭、社会生活の実情と申しますか、そういうふうなものから今日まで余り大した効果を上げておられない。甚だ遺憾であります。本来ならばさうなことはプライヴエート・エイジエンシーがもう少し活動をして行くべき筋合のものではないか。併しながら日本の教育団体というものが余り財政的にも弱うございす。さうな点からな／＼そこはうまく参らないのじやないかといふに私も考えております。私も多少力を入れて、子供の余暇をうまく活用して行き、変な方に行かないことを一つ考えたいと思ひます。かように考えております。

○井上委員 只今の児童局長のお話を承りまして大変私も有難いと思ひます。聞きますと何と申しますか、アメリカの人がよく申しますが、子供は各人の両親の子供ではございすけれども、お国全体としても非常に子供の成長と申しますか、次の時代の子供を作るといふことに大きな皆さんの責任があるという観念から、そうした個人的なプライベートな子供の指導者ができて来ると思ふのです。児童憲章のときにもよくその話が出ておりましたが、児童福祉事業では異常的な子供の施設ばかりでなしに本當にこころした健全な子供のために全体的に及ぼすべきであるといふようなお話を、あちらの児童憲章のあとに總會のときにも承わつたのであります。何か児童局でも、そうしたことが民間の方でもみなさんたちがちよつとひまがございましたら、成人の両親のかたが結局子供さん分けて頂くように、児童局の方でも少し骨を折つてお願い頂ければだん／＼そういう問題が解決して行くのじやないかと思ひますがよろしくその点御努力をお願いしたいと思います。

○委員(山下義信君) 他に御質問ございせんか。
○石原幹市郎君 私は質疑というより、この法律をすつと見まして、なかなかゆつくり読めばよくわかるのでしようが、ちよつとわかりにくいような非常にごた／＼しているような総体的に感じがあるのであります。我々がこころちよつと見てもわからんような法律はなか／＼一般の人が見てもわかりにくいものじやないか、殊に児童福祉法のような一般大衆によく理解し読んでもらわなければならない法律でありますから、もう少し何かこうすつきりした一目瞭然とするような法律にならんものかどうかというふうなことに、先ず第一に児童局長の感想を伺つておきたいと思ひます。

上げますが、実は松原委員から御提案がございまして、審議を促進するために逐條的にすつとやつておりました。今の御質問結構でございますから、児童局長から答弁させます。

○政府委員(高田正巳君) 石原委員の御指摘、私もさうに思われないこともないのでございす。ただ御承知のように、この児童福祉法というものが横に切つて十八歳未満の子供についていろいろなことをきめようという建前でございすので、縦割りの一つの事柄をすつとこころ例えれば生活保護法というふうなものでも一つの事柄ですつときめるというのでなく、いろ／＼な要素がこころの中に入つて行くわけでありす。その点非常に法律の建前自体が若干わかりにくくなる要素をそのうちに包容していると思ひます。併しながら書きよによりましてはまだもう少しわかりよく書けるのじやないかということも考えまして、実は全面改正のことも事務的には準備をいたした面もあるのでございますけれども、いろいろな事情でそれができませんので一部改正をやりまして余計御指摘のようにおわかりにくい点があると思ひます。将来適当な機会にできますれば全体を書き直して行く方がもう少しわかりよくなるのじやないかと思ひます。

○委員(山下義信君) それでは速記を始め下さい。平衛交付金の問題で大蔵省の主計局長に出席を求めたので

ありますが、御質疑のあります方は御質疑をお願いしたいと存じます。主計局長に私から伺いたいと思ひます。御承知のように社会福祉事業法を作りまして福祉事務所を置くことにいたしました。その関係で生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の社会福祉事業法の改正案が出まして審議をいたしているのではありません。最近都道府県知事會議等におきまして、この社会福祉事業法による社会福祉事務所の設置につきまして非常に反対の声が高いということでありまして、当委員会等にもその反対の声明書等が我々委員の手許にも来ております。その理由といたしましては、社会福祉事業法において福祉事務所の設置を義務付けなければ一向その予算が伴つていない、平衛交付金の中にもそれらしい予算が入つてない、従つて予算の裏付けのないような福祉事務所の設置は地方においても困るのだ、こういう決議文のようなものが我々委員の手許に参つておるのであります。厚生省の当局に尋ねますとそれらの費用は十分平衛交付金の中にこめられて配付されているという答弁であります。この際大蔵省におかれましては、この社会福祉事務所の設置に要する費用、並びにこれらの活動に要する経費等が、果して平衛交付金の中に含まれておるかどうかという内容について、大蔵当局の御説明を承りたと思ひます。

○委員(山下義信君) ちよつとお待ち下さい。速記をとめて下さい。
○石原幹市郎君 もう一、二点よろしくございすか。
○委員(山下義信君) それでは速記を始め下さい。平衛交付金の問題で大蔵省の主計局長に出席を求めたので

○委員(山下義信君) それでは速記を始め下さい。平衛交付金の問題で大蔵省の主計局長に出席を求めたので

○政府委員(河野一之君) 平衛交付金の額を算定いたします場合におきまして、前年度よりどういふ事務が殖え、従つてどういふ負担が殖えるであらう

○委員(山下義信君) それでは速記を始め下さい。平衛交付金の問題で大蔵省の主計局長に出席を求めたので

○委員(山下義信君) それでは速記を始め下さい。平衛交付金の問題で大蔵省の主計局長に出席を求めたので

と、或いは減する事務があり、減する負担がどの程度であろうということに算定した上で、平衡交付金の額を算定して、一応私どもの見るところの額に従いまして計算をいたしたわけでありまして、平衡交付金の算定の基礎には入つておるわけでありまして、ただこれもこの前の地方行政委員会におきまして、例の平衡交付金の額の問題につきましていろいろ議論がありました。我々の考えている人員で足りるか足りないとかいう議論があつたことは確かでございます。地方団体のほうにいたしましては、この平衡交付金なるものが福祉事務所の経費として特に特定されて配付されるわけではないのでありまして、児童の数でありますとか或いはその他の要素、福祉施設の数でありますとか或いはそういうふうな要素によつて配付されますので、全般的な財源として行つておるというところでありまして、平衡交付金総額が足りるか足りないかというふうな問題とからんでおるということをおつしやつておるのではないかと私は考へておるのです。我々の考へたところは、まあ総体の額の多少は別といたしまして、算定の基礎としては平衡交付金に入つております。

和二十六年年度の予算の上に法律によりまして義務付ける経費でございますから、当然増加費目として計上に相成つておることであらうと思つておる。従つて平衡交付金の中におきましても新たに実施せらるべき義務付けられた経費等も計算に相成つておるのではないかと考へておる。その増加される必要なこの法定経費等の関係上、平衡交付金の中にはつきり入つておりますかどうかという点を一つ、なおお聞きして確かめておきたいと思つておる。

○政府委員(河野一之君) これは今年度の平衡交付金の算定の基礎といたしまして千五百億圓をきめます内容の問題として、たしか地方行政委員会詳細に御説明申し上げている次第でございます。関係の資料を出しまして福祉事務の経費が幾らに相成るか、たしか五千円くらいではなかつたかと思つておる。入る計算でありまして、この点についてはいろいろ御議論はございましたが、一応その関係の経費は増加経費として算定はしてある。ただ全体の額の御議論がございましたので、私どもの方としては考へ方は申し上げた通りであります。

○委員(山下義信君) ですから額の多い少いについての批評は別といたしまして、社会福祉主事の設置に伴う、並びにその活動に適當と認められる大蔵省の査定された必要経費といふものは、本年度に要するところ当然の法令に基く増加経費といふものの中には、すでに算定されておるというところを承してよろしくございませぬ。

○委員(山下義信君) アメリカの制度は、これは地方団体といふことが大抵の行政府は州でやつておるわけでございます。この州でやつた福祉行政の経費は殆んど州でございませぬ。中央の連邦といたしましては、これはもうアメリカの憲法の建前でありまして、おの／＼の州に対して干渉しないという建前のものであります。まあこういう関係で殆んど国防、それから外交、或いは裁判、こういうふうな基本的な経費のみで、それで中央政府としてこういうものを承出しておりますのは復員者の教育ぐらうかといふことについては相当議論の余地があるわけでありませぬ。

○委員(山下義信君) アメリカの話は御省察願ひたいと思つておる。○井上なつゝ君 只今の主計局長の話をお話でございますが、私もあつちで伺つたのは社会保障省にもこの制度があるように聞いたのでございませぬ。けれども、なおよく私問題を検討してみたいと思つておるから、大蔵省においても御検討を願ひたいのでございませぬ。

○委員長(山下義信君) そういたしますと、あの保護、保健というふうなああいふ特別の技術と申しますような問題については、「専門的技術に基いて必要な指導を行う」ということが了承されるのでありますが、児童の福祉というところで申しますと、今仰せになりましたような特殊児童だけを児童福祉司は扱う、一般の通常児童というふうなものには社会福祉司が担当してよろしいのでございませうか、或いは児童の福祉について特殊の福祉措置については福祉司が扱う、併しながら一般的な、なんといえますか常識的な福祉の問題については社会福祉司が扱うという、その福祉の総体の内容について仕事の区分をしようというのでしよるか、或いは児童の対象によつて扱い方を分けようというお考えでしよるか、その辺はどういうお考えでございませうか。

○政府委員(高田正巳君) 特殊な児童については児童福祉司がやり、普通の児童については社会福祉司がやるというふうなことは考えておられます。いずれもケース・ワークでございませうので、いずれも問題を持つた子供を扱うわけです。ただ社会福祉司のほうには御承知のようにグループ・ワークの問題も取上げますので、一般の普通の子供さんを対象にいたします場合にはグループ・ワークの問題が多くなるのではないかと私は考えるわけでありませう。ケース・ワークとしての仕事といたしましては、いずれも問題を持つた子供を扱うというところに相成ると思ひます。従いましてその子供さんの持つておられます問題の性格によりましてそのケース、

ケースの性格によりまして社会福祉司が扱う、児童福祉司が扱うという區別が出てくると思ひますのでございませう。○委員長(山下義信君) もう一度明確におきたいと思ひますが、問題を持つた児童ということはその通りであります。問題を持つた児童は本法の対象にはならぬのでありまして、児童の問題が起きて、逆説すれば問題を持つた児童について本法が動くわけでありませう。その問題というものが特殊の問題と一般的な福祉の問題とが特殊の問題とでお分けになるのかどうかというところを伺つたのでありますが、それをケース・ワーク、とグループ・ワークとお分けになつたのでありますが、ですから普通の福祉の措置でもいわゆるケース・ワークで進む場合は、児童福祉司がそれと扱うのでありませうか。それから特殊の問題を持つた児童についてもグループ・ワークでなければ解決の出来ないようなものは社会福祉司が扱うのでございませうか。

○政府委員(高田正巳君) 私の言葉の足りませぬために或いは誤解を招いたかと思ひますが、概論的に言ひますと、社会福祉司の児童は一般的なケースについて取扱をする、児童福祉司はより困難な専門的な技術を要するケースについて取扱をする。それは最初

○委員長(山下義信君) 併しこれは第四項の「児童福祉司は、第二項の職務に關し、児童相談所長の指揮監督を受ける」というのでありませうから、この児童相談所長というものが都道府県の児童相談所長に限るといふのはどうして

○政府委員(高田正巳君) 第十五條に都道府県は児童相談所を設置しなければならぬといふ規定がございませう。市立の児童相談所というのではないのでございませう。○委員長(山下義信君) ないのでございませう。今伺つたのですとあつたようです。

○政府委員(高田正巳君) ないと申上げたつもりでございませう。○委員長(山下義信君) よろしうございませう。○井上なつゑ君 その問題をもう少し明瞭にしておきたいのでございませう。それが、それと児童相談所、福祉事務所、保健所の関係をもう少しはつきり説明して頂きたいのです。児童相談所は都道府県にあつてどういふ機構になつておられますか、それと社会福祉法と關係があるでしよるか。児童相談所一つの所に保健所は幾つぐらいの割合になつておるか、児童相談所一対し福祉事務所はどのくらいになりますか、その割合をちよつと示して頂きたい。

○政府委員(高田正巳君) 児童相談所はこれは県によつて若干違ひますけれども中央相談所というものは県に一カ所持つておられます。大体県庁の所在地でございませう。そして小さい、なんと申しますか、枝葉のような小さい相談所を県内の他の児童の問題の多い都市等に置いておられます。全部で中央とその地方の相談所を入れまして約百カ所ぐらいと心得ておられます。

○政府委員(高田正巳君) 児童相談所はそれから社会福祉事務所は社会福祉司が御承知の通りに大体的に申上げますれば、郡に一カ所ぐらいといふことと申します。それと市と、そ

○政府委員(高田正巳君) 児童相談所はそれから保健所も大体それと同数でございませう。従いまして児童相談所というのは非常に数が少く、従つて社会福祉事務所、保健所というのは非常に数が多く、そしてその擁する職員の数も福祉事務所、保健所の方がずつと多い、こういう恰好になつておられるのでありませう。

○委員長(山下義信君) 児童福祉司の資格ですが、十一條の二に規定されておられますが、その三号に医師というものを持つて来られたのはどういふ理由ですか。

○政府委員(高田正巳君) 児童福祉司はその職務のところに十一條の二号にございませう。妊娠婦の保護、保健というふうな問題も含むわけでありませうので、医師で適當な者がおられますれば児童福祉司の資格を與えてもよろう、かようなつもりで設けたわけでありませう。

○政府委員(山下義信君) 医師の中の適當な人というのは、医師でございませう。眼科であるとなんであるかと皆無條件に児童福祉司に適任と考へられませう。医師なれば無條件の採用資格にされませう。理由は何かあるでしよるか。

○政府委員(高田正巳君) 私どもの方で期待しておりますのは精神衛生の医者でありますとか或いは小兒科の医者でありますとか或いは整形科の關係の人であります。そういうふうな人を期待いたしておりますけれども、併し實際さうに限定いたしませんでもたとい眼科の医者でありませう。併し實際修めておられるわけでありませう。従いましてそのかたのなんと申しますか熱心さの程度によりましては十分そのかたの

がいろいろな児童福祉司として御採用になるという事は、医師に対する一つの新しい進む途を開かれたと申しても差支ないかと私は思うのであります。今度この方面に医師が統々と進んで行くことがあるかも知れないという事を予想するのではありません。従いまして大学を卒業した医師としての資格のある者が採用されるということに非常に望ましいのであります。この第二に「学校教育法に基く大学又は旧大学令に基く大学において、心理学、教育学又は社会学を専修する科目」ということとして、この児童福祉司の採用について非常にこの重きをなしている心理学、教育学又は社会学というものを専修しなければならない。専修した者を採用するという事に何か主眼を置いておられるように私は思うのであります。ところが医師の教育の中には教育学、社会学を専修しておられない、心理学は研究をさしているのです。科目の中には併し教育学と社会学は専修科目の中に入っておりません。そういう点において多少食い違ひがありはしないかと思つておりますが、別に児童福祉司御採用の際に試験はなさるのではないと思つておりますが、そういう点についてどういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(高田正巳君) 子供の問題を取扱います専門的な知識といたしましては、私も考えますのは教育学、児童心理学というふうな、或いは社会学というふうな面と、それから医学的な面との両方があると思つて初めに完全な取扱ができると思つております。それは相談所の職員にさような両面の専門家を置くということを定め

ておりますことによりましても現われたいわけでございますが、それではできますればその両方の知識経験を備えた人を福祉司として採用するのが一番これは理想であります。併し現実の問題といたしましてはさうな両方をやつた人というのは非常に少うございまして、むしろ非常に例外的な知識でありますので、そのいづれかの知識を持つた人を採用したい、かような意味合でございます。

○委員(山下義信君) この児童委員の問題の児童局長の所見は了承いたしました。先ほど石原委員の御意見の中で私も同感した一部分ですが、本法が難解になる一つの原因でもある、こういう問題をそのままにされて置かれることは誠に遺憾に思つております。今回の改正はこの児童福祉に関する機構の結局大改正であつて、こういう点を置き忘れておかれるということには甚だ私は遺憾に思つておられる。例えは児童福祉審議会のごとく、先方もありましたが福祉事務所との関係を結び付ける、こういう本法の改正で市町村にも置くようになっていられる審議会というものが必要か不必要か、これは当然再検討されておかなければならぬ。又児童委員のごときも市町村長との関係が非常に密接な現行法のままここに存置する。今回の市町村長と児童福祉司との間の問題が大整理、大改正される、そのうして児童委員だけは現行法のごとく市町村長と密着している態前のもので置かれていられるというように法の体系を整理されるなら、すかつと一応きれいに整理されると、こういう機構なんぞでもただ書き方だけじゃなくてわかりやすいようにできるんじゃないかと思つ

のです。福祉の機構がこういうふうに変つて来れば児童委員などの又あり方なども当然再検討されなければならぬと思つておられる。これは是非二つ次回には、こういう機構の福祉事務所との間の関係等、或いは市町村長との関係等がすつと後に出て来ますが、そういう大改正をされるに際して市町村長と依然として密着されてあるような部分が残つていられるという事は、これは当然御検討なさる必要があるのじゃないかと私は思つて、児童局長の御所見を承つて置きたいと思つておられます。

○政府委員(高田正巳君) 御指摘のやうな何と申しますか遺憾な点があることは私も認めます。事情を申上げますと、最初は全文改正のつもりでさうな点を整理をした案を準備いたしました。今度の改正は各府県に御承知のやうに各省との関係が非常に多し法律でございますので、各省と各々話がかまらぬという問題であります。切迫をいたしてうまく参らぬというやうなことからかやうな本當に集約された関係の面だけの小さい改正案になつて参りましたわけでございます。只今御指摘の児童委員の問題はこれは別に他の省との関係があるわけではございませんけれども、皆極よく御承知のやうに民生委員制度というものが非常にデリケートな段階にあるのでございまして、従いましてこれと一体であります。児童委員の條文に含めさせていただきます。その民生委員の制度についても非常な影響を及ぼすということにも相成ります。なお先ほど私が申上げました私見というやうなものにつきましても十分練る必要もございまして

で、今回は何ら手を触れないでまあそつと来たところということが実情でございます。

○委員(山下義信君) 了承いたしました。

例えば妊産婦の処置その他の処置につきましても、今回の改正によつていよいよ町村長は、あれは何條でありましたか、先の二十二條、三條、四條でありましたか、あの辺で變つて来ている。然るに児童委員は、現行法でございますと依然として市町村長に報告いたしました。市町村長を經由しなればできないやうな項目などがあつた。これを切つて、一方では市町村長との関係を切つておいて、一方ではやはり児童委員の立場に立つてみると、児童問題を扱う場合には、市町村長に密着して行かなくてはならぬというやうなことが存置されておられます。ひどく不明瞭になる点があると存じまして、問題は一つ後日にお預けして是非御研究をお願いしたいと思つておられます。

これはわかりませんから何うのございまして、この第十五條の二の二号であります。児童の指導につきましても社会的指導をするという事は、どういふことを意味するのでございませうか。

○政府委員(高田正巳君) これは判定にかかるといふことでございまして、この子供はどうかというふうな取扱つたらいいかという事を判定いたします。その子供の社会性というものを調べなかつたら、そこに社会的な考察というものが必要になつて来るのじゃないかと思つて、それでかようないろいろな観点からの考察に從つて、この子供はどうかという子供であるか

らどうかというふうな取扱わなければならぬ。それが附随いたしましたらば、それに附随いたしましたらば、必要な指導というものが出て来るわけでございます。さうなつもりで書いておりました。

○井上なつお君 第三番目の「児童の一時保護を行うこと」、この保護の方法でございますがどういふ保護が行われておられますか。

○政府委員(高田正巳君) 相談所はこの一号、二号、三号、私特に二号が非常に大事な仕事であるということを確認して申上げましたが、この三つの機能から成立つておるわけでございます。それで一つの機能は今申上げました。この判定をいたす機能でございます。まあクリニックと申しますか診断と申しますか、さうな機能でございます。それから一つの機能は、いろいろこの一号に書いてあります。この機能で家庭からの相談に應ずるといふ機能でございます。それから三番目の機能は、これは御承知のようにそこに例えは連れて来られた子供さんの判定をいたします。期間中そこに置いておいて、寝泊りをさせまして食事を給して、或いは浮浪児等でありましてならば風呂に入れて新しい衣服を與えて、さうしてそこに寝泊りをさせておいて、さうしてその機能も持つておられます。あの仕事を三号でさしたのでございまして。

○委員(山下義信君) 巡回児童相談所の計画は、我々滿腹の賛意を表するものであります。これは大体どういふ構想でどういふ御計画ですか、大要を承つてみたいと思つておられます。

○政府委員(高田正巳君) これは巡回

いたす主たるスタッフと申しますか、それはこの二号の診断指導部と申しますか、さような専門家の巡回を私どもは考へておるわけでございます。たとへて申しますれば、社会福祉事務所等に参りまして、社会福祉事務所の社会福祉主事がケース・ワークを続けておられます問題の児童について、専門的な判定を行うとか、そうして相談に應ずるとかいうようなことをまあ考へておるわけでございます。

○委員長(山下義信君) お仕事の内容はわかるのですが、私の質問がちよつと不明瞭でありました。児童相談所は当然本法の改正された方向から行けば、福祉事務所と恐らく相並んで福祉事務所のある所、児童相談所あり、殆んど私はこの福祉事務所にタイプアップして児童相談所が置かれると思つて、従つて必要に応じて巡回する地方というの、児童相談所の置かれていない地方をお廻りになる、児童相談所の置かれてある地区を廻るといふはずはないのですから、この児童相談所が巡回されるという。このおよそ計画の構想というものはどういふ狙いを以ておやりになるかという、この巡回されてなさる仕事の内容がどういふのです、仕事の内容は当然この相談所のお仕事……

○政府委員(高田正巳君) 先ほど御説明申し上げましたように、社会福祉事務所は相談所よりはつと多いのでございまして、只今申し上げましたのは、児童相談所の所在地以外の社会福祉事務所等に根拠を置いて巡回相談をいたしましたり、或いは余力があまりますれば学校とか役場等にも出かけて巡回相談をいたすということが考へられ

ております。
○委員長(山下義信君) わかりました。他に御質疑はございませんでか……午前中はこの程度にいたしまして暫時休憩いたしたいと存じますが御異議ございませんでか。
〔異議なしと呼びかけあり〕

○委員長(山下義信君) 暫時休憩いたします。
午後零時十四分休憩

午後三時十八分開会
○委員長(山下義信君) 休憩前に引續いてこれより会議を続行いたします。児童福祉法の一部を改正する法律案の御審議の続行を願います。午前に御出席なさいませんでした委員の方に申し上げますが、大体逐條的に御審議を願うというのでお進め願つておりますのでございまして、總体的な御質問でありまして、もとよりよろしうございませぬ。大体第一章総則の中で第四章の「児童相談所、福祉事務所及び保健所」の、この節前後を只今審議中でございます。

児童局長に伺いますが、児童相談所と社会福祉事務所とのあり方について、もう数回質疑が行われたのでありますが、何回も承わつてはつきりしていただきたいと思つて、保健所との関係はよくわかりますが、ただ保健所との関係は、例えば身体障害児童というものの扱い方について、保健所で扱うのと児童相談所で扱うのと区別等をおつしやつて頂きたいと思つて、それから児童相談所とそれから福祉事務所とのあり方についてのはつきりした一つ区別といふ、先ず区別と、それから連絡の方法というよう

な点を、政府に対しては何度も伺つて済みませんがこれが結局改正案の山のひとつであると思つて、その点を一つ明確にしておいて頂きたいと思つてあります。御説明に従ひまして逐次御質問も出るのじやないかと思つてあります。

○政府委員(高田正巳君) 児童相談所と社会福祉事務所との関係でございますが、先ほどお答えで申し上げましたが、先ず児童相談所というものは数が非常に少うございまして、大体大きな中央相談所というものは一県に一つ、ただ若干の二、三持つておるもの、持つておらないところもあつて、支所的な小さい相談所を持つております。社会福祉事務所は大体保健所と同数くらいで、各郡に一カ所ぐらゐの配置状況にあります。

それから性格の問題でございますが、児童相談所は三つの機能を持つておられて、一つは相談に際して或いは措置をいたすという、都道府県知事から権限を委任された場合に措置をいたすという部といふか部門と、それから問題の児童につきまして専門的に、科学的にその児童を如何に取扱つたらいいかという判定をいたす機能と、それから一時保護をいたす機能と三つの機能を持ちました児童福祉についての専門的な中心機関、かように申すことができるかと思つて、あります。それから社会福祉事務所の方は児童の問題だけではない、御承知のように他の生活保護法とか或いは身体障害者福祉法とか、それらの問題も総合的に扱いまするケース・ワーカーのセンターといふふうにいえるかと思つてあります。

次に権限のあれでございしますが、児童の措置をいたしまするいわゆる措置権と称してありますが、その権限はこれは都道府県知事が持つておるわけでありまして、けれども、それを委任いたす場合には、大体今までの二十七條の措置権は児童相談所長に委任され、ただ助産施設と母子寮に入所をいたす措置を社会福祉事務所長に委任をいたすことに相成つております。措置権におきましてはさうな違いがあるわけでございます。

大体さうな点が違つてございしますが、なおこれらの連絡の問題といふことは、先ほど申し上げましたように、問題の児童がこういう際にその通告を受けたり、或いは相談にこちらに参るかというふうなことは、もよりの相談所であつても社会福祉事務所であつても、いずれに参つてもそれは国民の便宜ということに相成つております。そうして相談所、並びに社会福祉事務所はそれ、通告なり相談なりを受けました場合に、専門的な判定を必要とするようなケースにつきましては、社会福祉事務所が児童相談所に移送し、それから児童相談所は社会福祉事務所が社会福祉事務所に指導をさせるというふうなことが適當であると認定いたしますケースにつきましては、相談所から社会福祉事務所に移送をいたす、かような連絡の方法によりまして双方の仕事の調整と役所の内部的な調整を図つて参る、かようなことに相成る次第であります、大体。

○委員長(山下義信君) もう一点、今の身体障害のある児童についてという場合に、本法の條文の範圍から見ると、児童相談所の業務の中の二号に「医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと」とあるわけですね。身体障害の児童は、児童相談所の二号につきましては、具体的に言へばどういふような關係になりましようか。それから保健所の方の第十八條の三を見ますと、その一項の第三号に「身体に障害のある児童の療育について、指導を行う」ということになつておられますので、ね。一例として個々の区分をどこまでが児童相談所がやり、どこから保健所が受取るのか。或いは身体障害のある児童について当初から保健所が扱うのか、途中で相談所がやるのか、療育の部分で保健所がやるのか、一例であります。その限界、これはどういふふうになりましようか。

○政府委員(高田正巳君) 身体障害者の場合は原則としてこれは医学的な問題が主になりますので、原則として保健所が審査、相談、指導等をいたし、又補装具を付ける場合にはその補装具を付ける指導をいたすということに相成ります。ただ肢体不自由児童施設に入所せられる場合におきましてはこれは一つの措置をいたすことに相成ります。その措置権は児童相談所長にその権限を委任いたすことが出来ますので、措置をいたす場合には児童相談所がこれをいたす、かようなことに相成るのでございまして。

○委員長(山下義信君) そうすると、大分わかつて来ましたが、児童の療育についての指導というものはその施設に入つてからは相談所が措置をして施設に入所をしますが、保健所が第三号によりまして療育についての指導とい

ふ、児童相談所がやり、どこから保健所が受取るのか。或いは身体障害のある児童について当初から保健所が扱うのか、途中で相談所がやるのか、療育の部分で保健所がやるのか、一例であります。その限界、これはどういふふうになりましようか。

○政府委員(高田正巳君) 身体障害者の場合は原則としてこれは医学的な問題が主になりますので、原則として保健所が審査、相談、指導等をいたし、又補装具を付ける場合にはその補装具を付ける指導をいたすということに相成ります。ただ肢体不自由児童施設に入所せられる場合におきましてはこれは一つの措置をいたすことに相成ります。その措置権は児童相談所長にその権限を委任いたすことが出来ますので、措置をいたす場合には児童相談所がこれをいたす、かようなことに相成るのでございまして。

うことはこれほどいろいろ範囲を指して
いるのでございませうか。

○政府委員(高田正巳君) 一例を肢体
不自由児にとつて見ますれば、相談に
参りました肢体不自由児につきまして
保健所の医師が一応の診断をいたしま
して、そうして、この人は例えはこう
いうふうな補装具を付けたらいいと
か、或いはどこその整形外科の病院
においてならつたらいいとか、或いは
又治療と一緒にいって何と申しま
すか職業補導とか何と申すかやつて行くと
いう肢体不自由児施設という施設にお
入りになつたらいいであらうとか、或
いはそういうふうな施設に入る必要が
ないのでただ病院にお通いになつてこ
こを治してもらつたらいいというよう
なことを保健所の方でやることになり
ます。

○委員長(山下義信君) そういう指導
は児童相談所ではやらないのですね。
○政府委員(高田正巳君) 児童相談所
ではさうな指導はやりません。
○委員長(山下義信君) 何か御質疑ご
ざいませぬか。

○藤原道子君 この法律は誠にこんが
らがつていてちよつとわかりにくいの
です。そこでまあ今の御説明を聞いて
ややわかつて来たのです。そこで私、
児童相談所の行く権限でございませ
ぬ、それを一つもう一遍伺いたいで
ございませぬ。それはとゞくいろ／＼
な問題が起つておりますが、過ぐる五
月二十七日の毎日新聞に長野県長野中
央児童相談所の首席が思春期の少女百
数十名を全裸にして猥褻行為をしてい
たということが明らかになつてい
るという記事が載つておるのです。そ
うしてその中には、同相談所は貧困

家庭や父母のない不幸な少女たち(十
八歳まで)が県下の養護施設や教護施
設に收容される前に、ここで一応知
能、性格体力等のテストをするが、そ
の際同所の首席知能鑑別係三澤某が十
三、四歳から十五、六歳の少女を六疊
の部屋に入れて中から鍵をかけて立会
人も置かずに全裸になることを強制し
弄んでいたものである、こういう記事
が載つております。私はどうもこうい
う全裸にしてやるということは児童相
談所の権限を超えているのではないか
と思つてございませぬが、従いまして
私がお伺いするのは児童相談所で行
う権限についてお伺いしたい。それから
さういふ新聞が出たのでありますから
さぞ御調査に相成つたかと存じます
けれども、この新聞によりますとその
三澤某はこゝへ来る少女の中には妊娠
や或いは病氣を持つてくる者もあるの
で裸にして約百人くらいの少女を調べ
たことはあるが、いづれも本人の承諾を
得てやつた、猥褻行為をしていないこ
ういつておるのです。けれどもたとえ
病氣があるという危険がありましよう
とも、或いは妊娠しておる者があつた
といたしまして一鑑別係が立会人も
おかないでその部屋の中に監禁をして
中から錠をかける、そういうことを
行い得る権限があるかどうか。

○政府委員(高田正巳君) その新聞記
事につきましてはそれが事実といたし
ますれば非常に遺憾なことでありまし
て、只今私どもの方でもそれにつきま
して長野県々々に調査をいたさせまし
て児童課長が調査の結果を携えてやつ
て来ることになつておりますので、そ
れが事実であるかどうかということ
を確かめぬとわかりませんが、その新聞記

事のごときことでありませぬればこれ
は勿論行過ぎであります、許されな
いことであると思つて、児童相談所の
べきことといたしましては、この子
供を如何に取扱つたらいいかというこ
とを専門的に科学的にこれを判定す
るので、その常識を逸してさういふこ
とをいたしましてさういふ権限はこれ
は明らかでないと思つて存じます。

○藤原道子君 それからこの点は私
強く要望いたして置きますから、再びこ
ういふことがあるとそれこそ大きな人
道問題だと存じますので徹底的に御調
査をお願いしたい。そういうことはあり
ませんというふうなやむやみでお済ませ
にならないようにこのことはつきり本人
の談としてやつたということが出てお
るのでございませぬから、この点は明確
にして御調査の結果の御回答を頂きた
いかように存じます。

それから一児童相談所は、必要に
応じ、巡回して、前項第一号及び第二号
の業務を行うことができる。というこ
とに相成つておるのでございませぬが、
私はここで伺いたいことは児童福
祉法におきまして、「すべての国民は、
児童が心身ともに健全に生まれ、且
つ育成されるよう努めなければなら
ない。すべて児童は、ひとしくその生活
を保障され、愛護されなければならない
こと。一国及び地方公共団体は、児童の
保護者とともに、児童を心身ともに健
やかに育成する責任を負ふ。」というこ
とに相成つております。そして又
児童相談所は巡回して補導を行うとい
う條文に相成つておるのでございませ
ぬが、私どもが見受けるところに
すると、いわゆる料飲店と申しますか
特殊喫茶店等、あつたところにおき

まして未成年の子供たちが働いてい
る、そうしてそういう所へ夜の夜中に
花を売りに来るとか、或いは靴を磨い
ているというふうなことは局長のお目
にとまらぬことではないと思つてござ
いませぬ。そういう場合に保護すべき
少年、少女等を見出した場合にどうい
う対策をされるか。

○政府委員(高田正巳君) これは基準
法の問題が主のようでございまして、
十五歳未満でありませぬればいけない
ということになり、十五歳以上でござ
いませぬとその関係ではよろしいとい
うことに相成るわけでありませぬ。

○藤原道子君 それだけですか、私
は、十五歳以下の子供が多数おります
そういう所を見出した場合にどうい
う手続を取つておられるかということ
を伺つております。

○委員長(山下義信君) 委員長からも
補足いたしますが、正当な職業に従事
する関係の労働基準法関係だけでなく
いたしまして、本法にいうところの兒
童の虐待関係に關連するやうな御質疑
ではないかと思つてございませぬが、條
文になつたにしまして、附随して
そういう場合におけるところの当局の
対策を私もこの機会に伺つておきたい
と思つております。

○政府委員(高田正巳君) さういふ
子供を見出した場合におきましては
相談所に連れて参りまして、そうして
その子供のいろ／＼な家庭の状況とか
いろ／＼な環境を調べまして、若しそ
れが家庭の状況によつて生活保護法に
かけなければならぬといふことになり
ますれば生活保護法の措置をとるよう
に連絡をいたし、或いは親の性格によ
りましては親を呼出して訓戒をいたし

たり、二十七條の措置がございませ
ぬが、訓戒をしたり或いは児童福祉
指導に服するとか或いはどうしても親
から引離さなければならぬといふ
やうな場合には施設に收容いたすとか、
さういふ努力をいたしておるわけ
であります。併しながらそれは今日必ず
も十分に全部に参つておるといふこ
とは私も言ひ切れぬ。その現状を遺憾
に存じますけれども今後大いに努力
をいたしたい、かように考ふる次第
でございませぬ。

○藤原道子君 今後努力をするとい
う言葉でございませぬが、私どもが見
ますと殆んど放置されているように見
受けられるのでございまして、今ま
でに然らばどの程度の数がさういふ
発見されて保護されたか、さうして
その保護された子供たちの中には親が、
親権者がさういふことをさせていた
がどのくらいあるか、或いは家出の者
がどのくらいあるか、そしてその保
護したのがどういふ方法で保護され
ましたか、その件数並びに解決方法が
わかりましたら、是非とも御提出願
いしたいと思います。

○政府委員(高田正巳君) 現在ま
五、六百件程度わかつておるものが
ございませぬけれども、この五、六百
件を内訳どういふふうな処置をいた
したかということ、只今手許に資料
を持たせないので、後ほど何らかの
方法でお答え申上げたいと思つて
おります。

○委員長(山下義信君) 私の質疑
にお答えを願ひたいと思つてござ
いませぬが、私
が便乗して伺つたのは、本法で言
うと三十四條に該当しますか、この
児童の虐待防止……藤原委員の御
質問に關連
いたしまして、三十四條の児童の

いろいろな虐待、そういうようなことに対しての防止の條文があるわけです。そういうふうな幼小な児童をいへる／＼酷使したり、又いかがわしい所へ突き落したり、非常な悲惨な状態に置いてある、そういう者に対する対策はただ警察取締当局というふうなものに委してあるのでしょうか。厚生省としてはどういふ可憐な児童の問題に対して、福祉の上でどういふ対策を立てて、関係行政官庁等々と連絡して何か筋の通つた対策を持つておられるかという意味の質問をしたのです。で、これは最近も至る所に目に余ることは自他共に認めておるのであります。或いは非常な不幸な事態を招いたりしておるのであります。これは当然兒童福祉法違反として取締当局はやりましようけれども、兒童福祉の本部であります児童局で何か筋の通つた系統的な平素それにおいでになるかという意味のことを私は伺つたのであります。

○政府委員(高田正巳君) 委員長の御質問に御答弁を申上げるのを忘れまして申訳ないと思ひます。今御指摘のよりに、これが犯罪というふうなことになりませんれば、勿論そちらのほうにやるわけでありまして、それらの警察その他と共同の御承知の青少年問題協議会というのがございますが、これが厚生省、国警、法務、労働と、この今提起されております問題についての関係の官庁が集りまして、さような審議会を作つておられるわけでございますが、これがここにございまして、互いに連絡をいたしまして、仕事を進めておられるわけでございます。兒童人權擁護運動というふうな私どもは称してあります。

けれども、この要綱を作りまして……要綱は目下作つておりませんけれども、必携というふうなものを作りまして、その線に沿つて組織的に努力をいたしておられるわけございまして、厚生省も勿論その中の重要な一員として、関係の機関を奮勵いたして活動いたしておられるわけでございます。

○藤原道子君 「兒童相談所には必要に應じ児童を一時保護する施設を設けなければならぬ」という條文に相成つておるのでございますが、私どもも全を視察いたしまして、兒童相談所が主体であるか、施設が主体であるか、判断に苦むような所があるのでございます。私は少くとも兒童相談所はすべての児童の相談に應ずる所であらねばならぬ。この子供は今後どういふ方向に進めるかというふうなことの母のよりよき相談相手にならなければならぬ。その他の／＼あらゆる子供の問題すべてを相談所を持つて行くという使命のものではなからうかと理解しております。ところが一時收容施設のほうが大きく現われまして、結局兒童相談所に行くことは何か問題の子供でなければ行かれないような、兒童相談所に行くことは何やら世間に対して肩身が狭いような思いであちらを振向きこちらを振向いて、そこに人のいないようなときにこそつと入るといふやうなあり方の相談所が多いのでありますけれども、これは問題の子供を重点として相談所をお作りになつておられるのか、「すべての児童は」といふこのすべての児童のよりよき相談所としてお作りになつておられるかということをお伺ひいたしたい。

○政府委員(高田正巳君) 相談所が設

置いたされましたのは、如何なる児童につきましても相談に應ずるといふ使命を持つておられるわけでありまして、遺憾ながら今までは御承知のように、浮浪兒だとか、不良少年だとか、そういうふうな問題が非常に多うございまして、これを当面措置いたさなければならぬので、御承知の一斉保護等をやりましたり、或いは警察官なり兒童福祉司なり何なりが、さような児童を見つけた場合にはそれらを連れて参りまして、今の判定をいたす期間中一時保護所に置いて置くということが非常に大きな仕事になつておりますために、一般の家庭のお母さんがたが、お子さんをお連れになつて御相談にいらぬといふことが御指摘の通り少い現状であることを私も認めざるを得ません。併しながら例えは最近はその傾向に相成つておるのであります。そういう子供の出入りをいたします入口と、それから一般のお母さんがたが子供さんを連れて御相談にいらぬといふ入口とを区別いたしますとか、さような方法を現実になつておる所がございまして、それから一時保護所を少し離すと、さような方向にだんだんと向つておられて、一般の子供さんの相談にも應ずるやうに、もう少したくさん應ずるやうな態勢を持つて行きたいと存するわけでございます。今回の改正十五條の二でございまして、この改正によりまして、今の点をはずりて明確にいたしましたつもりなのでございます。

○藤原道子君 私は、児童の福祉の問題でございますが、問題が起らなければ、相談所であるとか、或いは厚生省はこれを取上げない傾向があるのじや

ないかと思つてございまして。私は今現に非常に心配いたしました。当委員

会へも持ち出そうかと考へておる問題にいたしました。今立川市に競輪場がございまして、問題が起つてお

す。局長も新聞等で御承知だろ

うのでございまして、立川市に今競輪場が予定され、建築されて、すでに無許可であるにもかかわらず建築にかかつておる、ところがその立川市の競輪場のその建築地に、その周囲に学校が六つだつた記憶いたしますし、それから保育所もある、而もそこは住宅地なんです。ところがそこへ強引に競輪場が作られる。そしてその学校の教室から競輪場のレースが丸見えになる、こういう所です。それで今反対運動が起つておる。けれども反対運動が起つて強引にこれを押切ろうとして、反対しているお母さんがたに対しては赤い火を這わせるぞというやうな脅迫を以て反対運動を押えつけようとしておる事件が新聞にも取上げられました。あるのでございまして、そういう場合には児童のよりよき環境を作るということも兒童福祉法の精神だと存じます。それが所管外だと言つて放置しておかれるのでございまして、そういうことがあるならば兒童福祉審議会等もできてはいるはずでございまして、何ら、そういうところをも動かして、何とか子供によりよき環境を作るための御努力を払われるべき性質のものではないでございまして、よろしく。

○政府委員(高田正巳君) 非常にむずかしい問題の御質問でございます。私

どもの立場といたしましては、勿論御指摘のようになさうなものが子供の環境を……いい環境をこわしますことを排除いたしたい、がよりに考へます。これは勿論でございます。ただそれを如何に取扱うかということでございます。児童福祉審議会が適当でありますか、或いはその他の方法があるのか、私は直ちに申上げかねるのでありますけれども、ともかくさうなことにございまして私どもが何と申しますか、直接に手を下す方法はないにいたしまして、少しでも私どもの関係の機関を通じまして一般の世論の喚起と申しますか、さうなものの強くなり申すために審議いたしたい、かように考へておる次第でございます。

○委員(山下義信君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(山下義信君) 速記を始め……御審議をお続け下さい。

○有馬英二君 十八條の三の三号に「身体に障害のある児童の療育について、指導を行うこと。」と書いてありますが、この療育ということはどういふことを意味するのですか。ちよつと些細なことを聞くようございまして、これまでこの法案の中を見ましても療育という字はここだけしか出てないかと思ひます。養育、保育、成育というやうな字はこの法案の中には出ておりますが、療育という字はここだけしか使つてありませんが、これはどう解釈したらよろしくございまして。

○政府委員(高田正巳君) 治療教育と申しますか、治療育成と申しますか、さうな意味合のことなんでござい

ないかと思つてございまして。私は今現に非常に心配いたしました。当委員

会へも持ち出そうかと考へておる問題にいたしました。今立川市に競輪場

がございまして、問題が起つてお

す。局長も新聞等で御承知だろ

うのでございまして、立川市に今競輪場が予定され、建築されて、すでに無許可であるにもかかわらず建築にかかつておる、ところがその立川市の競輪場のその建築地に、その周囲に学校が六つだつた記憶いたしますし、それから保育所もある、而もそこは住宅地なんです。ところがそこへ強引に競輪場が作られる。そしてその学校の教室から競輪場のレースが丸見えになる、こういう所です。それで今反対運動が起つておる。けれども反対運動が起つて強引にこれを押切ろうとして、反対しているお母さんがたに対しては赤い火を這わせるぞというやうな脅迫を以て反対運動を押えつけようとしておる事件が新聞にも取上げられました。あるのでございまして、そういう場合には児童のよりよき環境を作るということも兒童福祉法の精神だと存じます。それが所管外だと言つて放置しておかれるのでございまして、そういうことがあるならば兒童福祉審議会等もできてはいるはずでございまして、何ら、そういうところをも動かして、何とか子供によりよき環境を作るための御努力を払われるべき性質のものではないでございまして、よろしく。

○政府委員(高田正巳君) 治療教育と申しますか、治療育成と申しますか、さうな意味合のことなんでござい

ないかと思つてございまして。私は今現に非常に心配いたしました。当委員

会へも持ち出そうかと考へておる問題にいたしました。今立川市に競輪場

う強いところでやるのに、但しその附
近にないときはというふうな申訳的な
ものを残しておくというのはいくらも腰
のないような話のように思う。この但
書があるの当時間問題にしたいのです
が、何分町村に義務付けるということ
は無理だということ、まあこういう
ふうな申訳的な但書があつた。それを
上級の地位にある行政機関が引上げて
強力にやろうというのに、町村の場合
に但し書きしたのをそのまま置いたと
いうことは少し私には物足りないよう
な気がするのですが、どういうわけで但
書を置かれたのでありましようか。そ
の辺を伺つておきます。

○政府委員(高田正巳君) 私どももこ
れを取りたいと思つてございませうけ
れども、現状の助産施設の数を押えて
見ますと、必ずしも福祉事務所長にそ
の措置権を移しても、この但書を
とつていいということにはちよつとま
だほど遠いと思つてあります。現在
の状況から止むを得ずこの規定を設け
ているのでございませう。

○委員(山下義信君) それは現状が
こうなつて居るから仕方がないとい
うのはこれは議論になりませうけれ
ども、法律というものはこういうふう
にやらせる。例えば現状には社会福祉
事務所はないのですけれども、併しや
うとすれば社会福祉事務所を置く法律
を作るわけでありませうから、ですから
これは取つたほうがいいのだといふ
うにお考えになれば取らなければなら
ない。取りませうといふと、助産施設も
作り母子寮も増設しなければならんこ
とになる。(異議なしと呼ぶ者あり)
ですから現状が足りないのだから足ら
ないままで行こうという考えなら但書

は要るので、助産施設も殖やさなければ
ならん、母子寮も殖やさなければなら
らんといふお考えがあれば取るとい
ふことになつて殖えて行く。こういう
うに理窟を言えなければならぬ。こ
れは一つ将来御努力願わなければなら
ん。それで……。

○藤原道子君 その点について……
私も只今の委員長の御意見に絶対に賛
成です。これは児童福祉法を最初作る
ときに私もこの問題を問題にいたした
のでございませうが、再びこへ持つて
来ておられますので、今日私はそれを質
問しようと思つていたところでござい
ませう。是非これは取るべきだと思
います。これについて参考資料の中を見
ますと、助産施設は公立のものは全国
に二十二しかない、私立のものが十八
しかない、第一種のもの……。当局
は助産施設を作る意思があるならこれ
はできると思つてございませう。こ
れは取らなければいけません。経つても永
遠にこの問題は付いて廻り、助産施設
はいつまでも現状のままに置かれる結
果になるのでございませう。これは当
然取つて必ず作るというくらい熱意
を以て一つやつて頂かなければなら
ないと思つて。結局法律は私には作文で
はないと思つてございませう。これ
だけ立派な法律を作つておきなから、
運用の面において熱意がないからこ
ういふことになる、かように存じます
ので、この際絶対に取ることを主張し
たい。

○政府委員(高田正巳君) 御意見に
御尤もでございませうが、現在あります
のは助産施設は約二千、それから母子
寮が約三百弱でございませう。義務付
け勿論母子寮なり助産施設なりを今後

どしどし増設したいといふこと
は、私ども十分熱意を持つて年々増設
をいたして参つて居るわけでござい
ませう。法律で義務付けまして、その容
れ物がないといふことになりませうと、
これは作文だといふことにもなりませ
う。現在財政的に制約をされてお
り、年々努力はいたしておりますけ
れども、その但書を取るだけの域に達
しておらない。従つてこれを義務付
けましては、義務付けられればそれが増設
の一助になるだらうといふ御説も誠に
御尤もでございませうけれども、義務付
けていい時期になりませうと、法律上
の、法律違反の状態がたたくさん出て参
るということになりませう。立法と
いたしましてどうかと存じますので、
遺憾ながらこの但書を現状を認識して
置いているわけでございませう。併しな
がらこれらのものを増設するといふ
熱意におきましては、私ども大いに
熱意を持つて居るわけでございませ
う。

○委員(山下義信君) 先に進みまし
てよろしくございませうか……。それで
は一つ伺ひますが、児童又はその保護
者を児童福祉司が指導いたします場合
と、それから社会福祉司が指導いた
します場合と、それから児童委員が指
導いたします場合と、この三様に本
法の改正で分れて居るよう思つてお
りますか、その区別はどういふよう
に心得たらよろしくございませうか。先
ほどは児童相談所、福祉事務所等につ
いて職務権限で伺つたのですが、今度
は逆で職員側のほうで伺つておけ
ばつきりとわかると思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 今個所数を
記憶いたしておりますが、全般的に
申しますと、助産施設、母子寮も含
んで私どものほうの児童福祉施設に
対する補助費は昨年よりは一億二千万

ほど増額になつております。その中
で助産施設何カ所、母子寮何カ所とい
ふ個所数を私今記憶しております。
○委員(山下義信君) あとで調査し
てお答えになりますか。
○政府委員(高田正巳君) 調査して
お答え申し上げます。
○委員(山下義信君) ついでにお聞
きしますが、但書に附近々々とい
う。附近にその施設がないときはと
いう、この附近といふのは対象者の居
住のその人間の附近を言うのですか。
○政府委員(高田正巳君) その人間の
住所の附近といふのであります。
○委員(山下義信君) そうするとそ
の対象者が居住を遷更して助産施設の
附近に移住しましたときには、附近に
施設がないとは言えぬわけですね。
○政府委員(高田正巳君) その通りで
あります。

○委員(山下義信君) 先に進みまし
てよろしくございませうか……。それで
は一つ伺ひますが、児童又はその保護
者を児童福祉司が指導いたします場合
と、それから社会福祉司が指導いた
します場合と、それから児童委員が指
導いたします場合と、この三様に本
法の改正で分れて居るよう思つてお
りますか、その区別はどういふよう
に心得たらよろしくございませうか。先
ほどは児童相談所、福祉事務所等につ
いて職務権限で伺つたのですが、今度
は逆で職員側のほうで伺つておけ
ばつきりとわかると思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 児童福祉司
が指導いたしますのは非常に何と申
しますか、専門的なむずかしいケ

ス、而も期間もどちらかといふと長く
要するといふふうなものを児童福祉司
が指導をいたし、社会福祉司のほう
の指導は先ほど申し上げましたように一
般的で、その家庭の環境等の調整によ
つて比較的短期に問題の処理ができる
といふふうなものを社会福祉司の指
導にいたしたいと思つております。兒
童委員はこの両者に御協力を願うわけ
であります。

○委員(山下義信君) よくわかりま
した。それでまあ抽象的に申しま
す、児童福祉司が指導いたします対
象とそれから社会福祉司が指導いた
します対象とどうあります。この両者
の間に行つたり来たたりする場合は起
ると思つて居るわけですが、対象の上
に変更がありますと行つたり来たたり
いたしますが、こういう指導のいろ
いろの記録というふうなもの、例
えば児童福祉司が指導いたしてござ
いました、その扱つておきます児童、こ
れを社会福祉司に渡す、或いは更に社
会福祉司が児童福祉司に相談する、
これを役所のほうからいふと、社会福
祉司のほうから児童相談所のほう
に渡す、或いは児童相談所のほう
から社会福祉司のほうに渡す、そ
ういふように仕事をやつたり取つたり
する場合はすべての記録等はどちら
の役所にそれが保存され、一体そ
ういふ状況はどちらの役所に常
にキヤッチして持つておるの
であらうございませうか。その辺
の事務の大体はどういふふうにな
つて行くのでございませうか。その
やつたり取つたりがかなりあるよ
うであります。それを伺ひたい
と思ひます。

○政府委員(高田正巳君) ケースの、
福祉司から主事へ、主事から福祉司へ

受託と申しますが、労働の搾取にならないものでございましょうか、そこにおける仕事ほどの程度を考えておいていただけるのでございましょうか、そういう場合の賃金を申しますか、というふうなものをご考えている性格のものでございましょうか。

○委員長(山下義信君) 私も関連して伺います。藤原委員の質問と同じであります。言葉で代えるだけであります。この改正案の中に独立自活に必要な指導と、こうありますが、その限界如何。私は同じことと申しますが、その意味でお答え願いたいと思っております。

○政府委員(高田正巳君) これは今の労働搾取にならないかという御心配でございしますが、その点につきましては十分なる注意を加えて参りたいと思っております。従いまして先般もお答え申上げましたように、現在東京の施設を持つて居る届出は六万ほど届出をして居るのでありますから、これらの中で保護受託者になりますものは十分厳選をいたして参りたい、かように考えて居るわけでありまして、なおこの保護受託者の関係と労働契約の関係とは別個な問題でございまして、場合に依りますれば、保護受託の關係と同時に労働契約の關係が存在することもあり得ると、私はかように考えております。その場合には労働基準法が適用に相成るわけでございます。なおこの保護受託者の経費は支払わないことにならしてあります。

○藤原道子君 今委員長がお聞きになりました…… 独立自活に必要な指導の限界です。

○藤原道子君 それを私も伺いしているわけですが、

○政府委員(高田正巳君) 独立自活に必要な指導の限界という御質問でございますが、それは独立して自分がその職業で身を立てる程度の技術と申しますか、それを教えてもらうというふうにお答えをいたすよりほかないかと存じます。ただその指導のやり方と申しますか、指導の仕方によりましては、或いはそこに労働契約が存在するというふうな場合もあり得ると思っております。若しそこに労働関係が存在するというものでありますれば、本人は若干の賃金をもらう場合もあるかと存じます。

○委員長(山下義信君) それじや私伺いますが、独立自活に必要な指導というものは、これは独立自活に必要な力性といえますか、そういうものが入るだらうと思いますが、従いまして職業を教える、仕込むということもありまして、又社会生活の訓練、指導するということもありまして、いろいろあると思っておりますが、その限界がつまり今質疑応答がありましたように、労働搾取とならないようなというおのずと私は限界があると思つて居る。それが限界でなかつたら保護受託制度というものは意味をなさぬと思つて居る。この限界が不明瞭であつて、どこまでが独立自活に必要な指導である、どこから一人前の賃金を払うてやらなければならぬという限界がなかつたら、そういうあいまいな制度ならば、これは保護受託、保護受託と言つてチープレーパーの搾取はむしろできる恰好な日実を興えることになり得ますから、当然

それは困難ではありましようが、ここまでは拭き除せせてやつても指導、ここまでは助手に使つてもやはり指導である、けれどももう一人前の賃金を払つてもどこへ行つても通るといふ者をつつても独立自活に必要な指導といつて使つておつたのでは、保護受託の制度に背くのであつて、藤原委員の質疑はおのずとそこに独立自活に必要な指導というものについても内容の或る程度と申す。それがなくてただ「独立自活に必要な指導」とは独立して自活のできるようになる必要なる指導をするのだというこの文字の解釈は私はいかんと申す。立法者の意思はどの程度までは独立自活に必要な指導と認めらるか、どの程度以上はもうそれは労働基準法によるところの労働契約によつて適当に労働賃金を払つてやらなければならぬという線といふものが私はおのずとなくちやならぬと思つて居る、その点を伺つて居るのであります。

○政府委員(高田正巳君) この何項に参りますか、二十七條の改正條文のずつとあとのほりに、一応この期間を一年以内ということに限つておられます。若しそれでいけないという場合には、更に改めて期間をやり直すと、一応は原則は一年であるということに押えておきますので、これも一つの今の御質問の期間的な限界の目安になるかと存じます。なおこの働かせ方の限界といふふうな問題になりますと非常になかなか問題には相成りませんけれども、まあ私の考えをいたしましては、その預つて指導をいたしてくれる保護受託者が自分の子供を使う程度、使用人を使うのじやなくして、自分の

子供を技術なり何なりを仕込みたいという意思で使う程度というふうなものが一つの目安になるかと存するわけでございます。

○委員長(山下義信君) 児童局長の只今の御説明了承いたしました。全く同感であります。これは貴局においてかねて児童の人身売買がありました当時から、御研究に相成つてここに御苦心の結果が出たものであらうと、私どもも同じように自分の子供を使うと同じ程度に走り使ひや、拭き掃除や、雑役や、仕事の手伝いに使つて居る、その程度ならば私は指導の範囲内であらうと、全く同感であります。この点については十分に詳しい一つ御指導を願ひまして、この制度が完璧を期するように是非御盡力を願ひたいと存じます。この措置の場合にすね、何故児童福祉施設の長の意見を聞くことを除外されたか、つまり第二十七條の第三項において、この今の保護受託制度の措置をしますときに、児童福祉施設の長には相談しなくてもいいということに第三項になつておるようになっていますが、私の質疑が間違つておりましたら取消しますが、どういふわけで施設の長の意見を聞くことを省略されたか。

○政府委員(高田正巳君) これは必ずしも施設の子供だけではないに、相談所から直ちに保護受託者に委託するといふような場合もございしますので、さういふことになつたわけでありませぬ。

○委員長(山下義信君) それは納得ができません。それは児童福祉施設から行かない場合はよろしうありますが、児童福祉施設から行く場合は、この本法第三項によりまして、私は福祉施設の

長の意見を聞かなくともいいようになりますが、そういうふうな解釈ができませんが、児童の福祉施設から行くときには親権を行う施設の長の意見は聞きませぬか。

○政府委員(高田正巳君) 施設から子供を出す場合におきましても、その措置の解除とは、何かと申すことに相成りまして、規則の第二十七條にその規定がございしますので、そちらのほうでいたして参りたいと存じて居るわけでございます。

○委員長(山下義信君) どの第二十七條です。

○政府委員(高田正巳君) 規則でございませぬ。児童福祉施設施行規則の第二十七條でございませぬ。現行の施行規則でございませぬ。

○委員長(山下義信君) 速記をとめて下さい。

午後四時五十七分速記中止

午後五時十七分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を起して……この際議事の日程を変更いたしました児童福祉法の一部を改正する法律案の審議はあと廻しといたしまして、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案を議題に供したいと存じますが御異議ございませぬか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思つて御審議の続行を願ひます。

○草葉隆國君 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案の審議方法につきましては、去る五月二十六日の本委員会におきまして、閉会中といへどもこの法案の審議を継続する

という意味において継続審査を行うことを議長宛に要求書を提出することに決定いたしましたのでございますが、その後会期も五日間延長され、その間に済みまして、本法案の取扱方について全員の献身的に努力いたされました結果、大抵意見の一致を見るような見通しに至りましたので、この際継続審査の要求を取消して、更に審査を続けることとお進め頂きたいという動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 只今草葉君から継続審査の要求の取消しの動議が提出せられました。御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

なお五月二十六日本委員会における継続審査要求書は議長宛に提出してありますが、まだ本会議における決定を見ておりませんので、適當の方法によつて委員長が善処いたしましたして御異議ございませぬですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないことを認めます。つきましては本法案の御質疑を御施行願います。

○藤森眞治君 質疑をすればまだ質疑の点があるかわかりませんが、相当質疑も盡しましたので、もう大体この辺で質疑は盡きたんじゃないかという感じもいたしますので、私は質疑打切りの動議を提出いたします。

○石原幹市郎君 只今の動議に賛成いたします。

○委員長(山下義信君) 藤森君の質疑打切りの動議に御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願いたいと存じます。

○常岡一郎君 本案に対する修正の動議を提出いたします。その案文はあらかじめ委員長宛に提出いたしておりますのでございませぬ。

○委員長(山下義信君) それでは常岡委員に修正案の御朗読を願います。

○常岡一郎君 朗読いたします。

医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律案に対する修正案

医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第一條中第二十二條の改正規定を次のように改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投與する

必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に當つて

いる者に対して処方せんを交付しなければならぬ。但し、省令の定めるところにより処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があるとされる場合は、この限りでない。

2 厚生大臣は、前項但書に規定する省令を制定し、又は改正しようとするときは、別に定める

審議会の意見をきかなければならぬ。第三十三條中「第二十二條」を「第二十二條第一項」

に改める。

第二條中第二十一條の改正規定を次のように改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投與する必要があると認める場合には、患者又は現にその看護に當つて

いる者に対して処方せんを交付しなければならぬ。但し、省令の定めるところにより処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があるとされる場合は、この限りでない。

2 厚生大臣は、前項但書に規定する省令を制定し、又は改正しようとするときは、別に定める審議会の意見をきかなければならぬ。

第三十一條中「第二十一條」を「第二十一條第一項」に改める。

第三條中第二十二條第一項第一号を第二号とし、同項第二号を第三号とし、同項に第一号として次の第一号を加え、第二十二條第二項中「前項各号」を「前項第二号及び第三号」に改める。

一 患者又は現にその看護に當つて

いる者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

附則を次のように改める。

附則

1 この法律は、昭和三十年一月一日から施行する。

2 厚生大臣は、この法律施行前において、その施行の準備のため

め、医師法第二十二條第二項、歯科医師法第二十一條第二項及び藥事法第二十二條第二項に規定する審議会の意見をきいて、医師法第二十二條第一項但書並びに藥事法第二十二條第一項第二号及び第三号に規定する省令を制定することができぬ。

○石原幹市郎君 只今常岡委員から修正案提出の動議が提出せられたのでありますが、私はこの動議に賛成いたします。お諮り下さい。

○委員長(山下義信君) 常岡委員の修正動議は成立いたしました。つきましては、提案者の常岡委員から修正案についての御説明を願います。

○常岡一郎君 御説明申し上げます。先ず内容から申し上げます。

医師法第二十二條であります。医師が患者に対して治療上、薬剤を調剤して投與する必要がある場合には、必ず処方箋を發行しなければならぬことを原則とする、この建前をとつております。併し医師の治療責任上、例外の場合を考慮いたしました。それは処方箋を交付することにより、特に治療上支障がある場合には処方箋を交付しないのであります。この例外の場合には医師の判断のみによることなく省令でその基準を定めることにいたしました。そして、省令を制定し又は改正しようとするときは審議会の意見を聞かなければならぬこととしたのであります。即ち原案に例外を設けましてその不備を改めた次第であります。

次に歯科医師法第二十一條は前と同様の理由で同様に修正いたしましたので

ります。

次に藥事法第二十二條であります。国民の長い習慣から来る医師に対する信頼感又は緊急止むなき事情によりまして、薬剤の交付を希望する場合もあることと思ひますので、自由な国民の選択権を国民に與えるために、患者又は現にその看護に當つて

いる者が特にその医師又は歯科医師から投薬を希望する場合には医師、歯科医師が調剤し得ることとした点であります。

次に附則におきまして、本法案の施行を昭和三十年一月一日とした点でありまして、これは諸般の社会情勢の上から本法案の実施には今後大体四年間の準備期間を置くことが適當と認められたからであります。

そのほかは医師法第二十二條、歯科医師法第二十一條、藥事法第二十二條の修正に伴う條文の整理であります。

以上が修正案を提案した理由でございます。

最後に御賛同願ひたいと思ひますが、故に、本法案が提出されました、提出いたしましたつきましてはもう一つの理由を附加しておきたいと存じます。

この改正法案が上程されますや、賛成反対の非常な運動が行われまして、一例を申し上げますと、非常な長文の電報などが幾百通と参りまして、安眠を破られることすらあつたのでございませぬが、請願、陳情署名運動などの書類は非常に山と積まれるほどで、運動はやや常軌を逸すると思われれるほどであつたように思われます。このままこの審議が續けられました場合には、この運動が更に激烈なものとなる慮れがあるように考へた次第であります。殊に

論議としては、公聴会なり委員会にお

いて非常に盡されました。殊に本委員会における各委員の熱烈なるその討議と、その折衝に当ります非常な御苦心と、その渦の中におりました幾たびか涙の浮かぶ思いをいたしましたのであります。これまで論議が盡されまして、もうすでに結論に到達せねばならぬときであると思いましたが故に、各種の情報を総合いたしましたこの修正案を出すに至つた次第であります。殊に一つのもが生まれません場合には、必ずその母体がなければならぬと思ひます。この母体としてアメリカのような非常に交通も進み、薬局の設備もよく行届いた所でないお且つ任意分業の姿でやれることが多々ありますのは、その母体として社会教育が非常に進んでおるといふことが根柢にあると考へます。日本においてはこの点が遙かに遅れておるのでないかと考へます場合に、ここに一つの花が咲くためにも暖かさが環境として必要でありますように、実に国民の重大な生命に關係が有ります正しき医療制度の確立せられ、その面に特に重大な責任を持つておられます医師、薬剤師の両面において、丁度夫婦一体のような姿で正しき医療の確立される生みの親となつて頂きたいという切実なる希望を持てますが故に、徒らに争ひのごとき姿で運動が続けられず、将来の国民保険の上にも重大な悪影響を持つものであると信じます。故に、この本修正案を提議する次第であります。

○谷口彌三郎君 私には本法案、特に修正案に對しまして賛成をいたすものでございませう。併しこれに二三の希望條件を附けておきたいと存じます。先ず第一の希望は、この修正案の第二十二條の但書の場合作りです。この場合に於きましては、こういうような八カ條の條項が備わりますように希望をしたいと思います。その第一は、処方箋の内容を患者が知ることから来るところの支障のある場合、例えば患者の十分な指導にもかかわらず半可通の内容を批判によりまして恐怖、不安、誤つた断定などを下しまして、治療上に障害を来たす虞れのある場合、或いは暗示療法を要する場合、又は不良なる予後患者が察知する虞れがある場合、又は薬名を知りましてその濫用による習慣性を来すような場合、第二の條件は診断未確定の場合、第三は病状の変化が激しい場合であります。第四は重篤なる症状のある場合、第五は救急の場合であります。第六は診断的投薬をなす場合、第七は疾病特に伝染病の早期発見を要する場合、第八には市場に販売されておらんとする商品の調剤の場合です。例へば最近でございませう、アメリカに對する特効薬のときは、アメリカに對するものが或る医師の下に於ておられるような場合には市販はされておられませんから、そういう場合にはそれを扱うことができるように、又は最近ヒロポンのような、あの場合におきましても市販はいたしませんから、それでそれが使えるようにということが一つの希望でございませう。

○中山壽彦君 私もこの修正案に賛成をいたすものであります。即ち今回の修正案によりまして、専門分野がはつきりいたしましたことが第一点であります。又医師は診療上支障のありませう場合には東縛を受けたいということが第二点であります。又患者は特にその医師より薬剤をもらいたいという場合にこれを認める、国民即ち患者の要望を認めるということが相成つておりませう。この第三点であります。更に又この法案に最も關係の深い医師及び薬剤師の人々が不十分ながらもこの修正案を納得されるようなことを承わつておられるのであります。即ちこれによつて今日まで尖鋭化したこの両方の争が解消いたしますという点、これらの諸点を総合いたしました、私はこの修正案に賛意を表するものであります。但しこの場合政府当局に二、三の要望を申上げておきたいと存じます。

第一点は、只今谷口委員よりお述べになりました通り、この省令の内容といふものは慎重に取扱つて頂きたいといふのが第一点であります。次に適正なる診療費、これを定めますことは非常に困難であるとは存じますけれども、どうしてもこの適正の診療費といふものはこれをきめなければならぬ現段階であるのでありますから、この際には個人差、或いは地域差等も考慮に入れて成るべく速かにこれを決定して頂きたいと存じます。

なお、第三点は先刻常務委員より申されたこととありますが、この修正案の施行にあたりましては、無論医師も薬剤師もこれらの内容をよく理解してその運用を過もなくしなければならぬといふことは当然であります。私が、私も最近仙台及び名古屋の両市におきまして、本案に関する懇談会を開催いたしましたときに、一般国民諸君の理解といふものが非常に低いように私は直覚いたしましたのであります。この実施に當るにはなお相当な期間も必要であるのでありますから、医療に關し、或いはこういう修正案に對する内容をよく国民諸君に徹底させるように政府当局が啓蒙に力を盡されることをこの機会に強く要望いたします。この修正案に賛成をいたします。

○松原一彦君 この法案の画期的な收穫は、医師は適正な技術に對する診療費を取り、調剤は原則として薬剤師の手にゆだねるということでありませう。但し医師の診療に對しましては必ず処方箋を出すということが原則になつたのであります。この処方箋を出すということが、今日までは患者の要求によつてのみ出すことになつておつたのであります。今回は診療に伴つて処方箋は投薬の必要がある場合には必ず出すということになつたのであります。この点は私は非常に大きな收穫だと思つております。これは一面において医師の權益を擁護するものであり、同時に義務を規定するものであります。ただそこで例外といたしまして、診療者に処方箋を交付するといふことが支障のある場合には極めて稀な例外を省令において定めようといふのであります。これは極めて局限された例外でなくてはなりません。只今谷口委員から八カ條の例外を例示せられて参考せられたといふことであります。私が、これは参考と思ひます。私は専門家でありませぬからしてよくわかりませぬけれども、この例外をルーズにいたしますといふと、この処方箋を出すといふことは無意味になつてしまふ。従つてこの例外を規定せられる場合に於きましては、政府におきましても審議を設けまして御決定に於てあります。その省令に於いて決定せられる場合におきましては、どうか第一條の主要目的が断じて阻害されないように、正しく行われませう。十分御念をお入れ下さいませう。私は只今の八カ條は一つの引例としており頂きませぬ、嚴重にこの点につきましての規定を設け下されるように希望いたします。又一面調剤は薬剤師のみが行い得る原則はこれは従来からもあつたのであります。今一回いよ／＼はつきりいたしましたのであります。その例外といたしましては、医師が自己の処方箋によつて調剤することが例外のうちの制限せられた例外として認められております。こ

○委員長(山下義信君) この際常務委員の修正案も含めまして、本案全部の御討論を願ひます。

○谷口彌三郎君 私には本法案、特に修正案に對しまして賛成をいたすものでございませう。併しこれに二三の希望條件を附けておきたいと存じます。先ず第一の希望は、この修正案の第二十二條の但書の場合作りです。この場合に於きましては、こういうような八カ條の條項が備わりますように希望をしたいと思います。その第一は、処方箋の内容を患者が知ることから来るところの支障のある場合、例えば患者の十分な指導にもかかわらず半可通の内容を批判によりまして恐怖、不安、誤つた断定などを下しまして、治療上に障害を来たす虞れのある場合、或いは暗示療法を要する場合、又は不良なる予後患者が察知する虞れがある場合、又は薬名を知りましてその濫用による習慣性を来すような場合、第二の條件は診断未確定の場合、第三は病状の変化が激しい場合であります。第四は重篤なる症状のある場合、第五は救急の場合であります。第六は診断的投薬をなす場合、第七は疾病特に伝染病の早期発見を要する場合、第八には市場に販売されておらんとする商品の調剤の場合です。例へば最近でございませう、アメリカに對する特効薬のときは、アメリカに對するものが或る医師の下に於ておられるような場合には市販はされておられませんから、そういう場合にはそれを扱うことができるように、又は最近ヒロポンのような、あの場合におきましても市販はいたしませんから、それでそれが使えるようにということが一つの希望でございませう。

○中山壽彦君 私もこの修正案に賛成をいたすものであります。即ち今回の修正案によりまして、専門分野がはつきりいたしましたことが第一点であります。又医師は診療上支障のありませう場合には東縛を受けたいということが第二点であります。又患者は特にその医師より薬剤をもらいたいという場合にこれを認める、国民即ち患者の要望を認めるということが相成つておりませう。この第三点であります。更に又この法案に最も關係の深い医師及び薬剤師の人々が不十分ながらもこの修正案を納得されるようなことを承わつておられるのであります。即ちこれによつて今日まで尖鋭化したこの両方の争が解消いたしますという点、これらの諸点を総合いたしました、私はこの修正案に賛意を表するものであります。但しこの場合政府当局に二、三の要望を申上げておきたいと存じます。

第一点は、只今谷口委員よりお述べになりました通り、この省令の内容といふものは慎重に取扱つて頂きたいといふのが第一点であります。次に適正なる診療費、これを定めますことは非常に困難であるとは存じますけれども、どうしてもこの適正の診療費といふものはこれをきめなければならぬ現段階であるのでありますから、この際には個人差、或いは地域差等も考慮に入れて成るべく速かにこれを決定して頂きたいと存じます。

なお、第三点は先刻常務委員より申されたこととありますが、この修正案の施行にあたりましては、無論医師も薬剤師もこれらの内容をよく理解してその運用を過もなくしなければならぬといふことは当然であります。私が、私も最近仙台及び名古屋の両市におきまして、本案に関する懇談会を開催いたしましたときに、一般国民諸君の理解といふものが非常に低いように私は直覚いたしましたのであります。この実施に當るにはなお相当な期間も必要であるのでありますから、医療に關し、或いはこういう修正案に對する内容をよく国民諸君に徹底させるように政府当局が啓蒙に力を盡されることをこの機会に強く要望いたします。この修正案に賛成をいたします。

○松原一彦君 この法案の画期的な收穫は、医師は適正な技術に對する診療費を取り、調剤は原則として薬剤師の手にゆだねるということでありませう。但し医師の診療に對しましては必ず処方箋を出すということが原則になつたのであります。この処方箋を出すということが、今日までは患者の要求によつてのみ出すことになつておつたのであります。今回は診療に伴つて処方箋は投薬の必要がある場合には必ず出すということになつたのであります。この点は私は非常に大きな收穫だと思つております。これは一面において医師の權益を擁護するものであり、同時に義務を規定するものであります。ただそこで例外といたしまして、診療者に処方箋を交付するといふことが支障のある場合には極めて稀な例外を省令において定めようといふのであります。これは極めて局限された例外でなくてはなりません。只今谷口委員から八カ條の例外を例示せられて参考せられたといふことであります。私が、これは参考と思ひます。私は専門家でありませぬからしてよくわかりませぬけれども、この例外をルーズにいたしますといふと、この処方箋を出すといふことは無意味になつてしまふ。従つてこの例外を規定せられる場合に於きましては、政府におきましても審議を設けまして御決定に於てあります。その省令に於いて決定せられる場合におきましては、どうか第一條の主要目的が断じて阻害されないように、正しく行われませう。十分御念をお入れ下さいませう。私は只今の八カ條は一つの引例としており頂きませぬ、嚴重にこの点につきましての規定を設け下されるように希望いたします。又一面調剤は薬剤師のみが行い得る原則はこれは従来からもあつたのであります。今一回いよ／＼はつきりいたしましたのであります。その例外といたしましては、医師が自己の処方箋によつて調剤することが例外のうちの制限せられた例外として認められております。こ

の点につきましては薬剤師には例外はないのであります。薬剤師の調剤には、薬剤師そのものには例外が設けられておりません。従つて薬剤師の調剤の例外として医師が自己の処方箋によつて調剤することができると規定したのでございますから、医師以外のものの調剤という行為に對しましては、私は嚴重に取締つて頂きたい、そうでなければ片手落ちであります。又一面私どもがここに医師の調剤権とも申すべき医師の調剤能力を各種の証人によつて確かめまして、医師といえども調剤能力あるものと一応我々は心得たのであります。併しながら薬剤師の調剤は最も専門的によりよきものであることは當然でございますので、よりよ

いものへの移行はこの医療の進展、文化の進むに従つて当然行われるものと思ひます。さういふ意味におきまして、私はこの現在の日本の文化の程度及び国民の信頼感を考慮いたしました。たとえ医師の調剤が薬剤師の調剤に比べては或いは低いものであろうとも、国民多年の習慣はその信頼度においてなお医師に多くのものを持つておると信じますが故に、又交通機関その他の不完全な今日におきましては、重症患者等を背中に負つて参ります場合もございまして、ここに一つの新しい観点から、患者即ち国民の選択、信頼度に應ずる選択を許して、国民の、即ち患者の求める方向を医師にしようとも薬剤師にしようともよろしいという條件が容れられたのでございませう。これは今後国民の教育が進み、自覚が高まるに連れまして、その信頼感の高いほうに移行いたして行くのでございませうから、医師の方面に向つて調

剤を求めるものもございませう。或いは最も信頼感が高まりますれば、薬剤師のほうへも移行いたすことと思ひます。これは私どもは国民そのものの病氣をした場合における選択権、信頼感によるところの選択の自由を認めることが現段階に應ずるものであると信じたからでございます。かような意味におきまして、薬剤師の側におきましても、どうか薬剤師以外の者に調剤せしめるとか、無診調剤とか、或いは恐らく今後は初診料等の関係から医師の門を叩くことが億劫になる者も生ずるかと思ふのであります。さういふことが医家の門を叩くよりも先ず薬剤師の所に行つて家庭薬を求め、或いは注射薬を求め、素人療治を行う者が増加するといふようなことがあつてはならぬのであつて、それが嵩じますといふと、伝染病の早期発見もできません。みならず、医家の門を叩くことが極めて容易であり、自然に先ず医者にかかるということを習慣付けるように、又今後の病人が先ず医者に走るといふこの考え方を減退せしめないだけの用意が非常に肝腎だと思ふのであります。でありますからして、薬剤師の側におきましても、どうかこの趣旨をよく呑み込まれて、無診投薬とか或いは店頭において注射等が濫用せられないやうに、厚生省においても厳にお取締を願ひたいと思ふのであります。かような意味におきまして、申すまでもございませぬが、別に省令を設けらるる際に於ける審議機関等を入念にお選び下さいまして、双方共に不公平のないやうにいたしたいと思ふのでございませう。この法案を審議するに當りまして、私の最も憂えますことは、さつき常岡委

員が提案の理由として述べられましたやうに、医療行為は医師と薬剤師との協力によつてのみ完成すると思ひます。これが対立、抗争といふやうな形をとることが極めて国民の憂いとするところであるのであります。願わくは医師の側においても十二分にこの法案成立の上の誠意を示され、薬剤師の側においてもこれに協力を與へてこの法案を一応完成し、それが同時に国民、即ち患者としての国民の満足すべきものであるやうにいたしたいといふ念願を持つて実は審議して参つたつもりでおるのであります。どうかこの協力の下にこの法案が完全に施行せられますやうに、当局においても十二分の御用意をお願い申し上げます。社会に法律のみが先行することは許されませぬ。なおあと七年もあるのでありますから、この間に適正な診察報酬をお定めにならして、さうして医師の權益を擁護し、同時に薬剤師の側における無診投薬等のことのないやうに十二分に御監督下さいました上で、国民の納得の行きます新しい医療制度の効果ある実践が行われますやうに切望し、私にはこの修正案に賛成いたすものでございませう。

○河崎ナツ君 私は日本社会党を代表いたしました。この修正案に賛成をいたしたいと思ふのでございませう。それはその大きな理由は、国民の医療生活、それに対する政治の責任におきまして非常な重大なことでございませうから、一歩でも医療生活につきましても政治的な責任を進めて行くといふことは非常な大事なことと思つておりまして、社会党は実にそのことを念願いたしておるのでございませう。この法案はその意味におきまして一歩進めたといふことにおきまして賛成をいたすものでございませう。併しながらこれでもう安心していいというわけではございませぬので、つきましては二、三の希望を申述べたいと思ふのでございませう。

先ほどから皆様もお述べになりましたが、先ずこれを正しく実行いたすことを医師会側のかたへ及び薬剤師を扱つていらつしやいます側のかたへ、その両方の側のかたへ、に、それへ責任を持ちまして自分たちの分野を良心的に御実行下さいませうことを希望申し上げます。先ほど中山委員もお述べになりましたし、又谷口委員もお述べになりました通りに、この間からの公聴会でも實際わかりましたやうに、国民はこの医療につきましてまだしつかりよくわかつていない面があるといふお言葉、あれは非常に大事にしなければならぬこととございまして、三年前からの医薬分業、任意分業のことは実はきめられておりまふすにかかわらず、今日どういふふうな、率直に申しますれば抗争といふやうな波の中で、私たちがあちらに押されこちらに押されて参りましたものでございませうが、これは私たちが幾ら押されても、これは私たちが幾ら押されなくても、国民の仕合せがなかなか得られないという結果にありませう。これは、一つは三年前からの任意分業が實際は国民に知らされておらず、それが国民の生活に実践されていないといふ結果が、中山委員の御報告の通り公聴会においての国民のお言葉で知ることがございまして、これは一つ法律ができました。実践の上におきま

けれども、それと共に医療費が適正に
されていないという事は又国民生活
の負担の上におきまして、医師側にも
薬剤師側にもそういう方面でないこと
ろに逃げて行く。即ち今日まだ、日
本にたくさん残っておりますところの
迷信的な生活の上におきまして、それ
が又今日のいろんな宗教がその迷信的
な面を取扱ひまして、そして大きく国
民の医療生活がそれで以てまゝ行われ
がちである。こういう問題はこれはど
うしたつて国民の医療生活のこの次の
問題として考へて行かなければならん
のでございまして、それらをひつくる
めまして国民の医療生活のことにつ
きまして、社会保障制度の一環とい
ましてこの医療の社会化と申しま
すか、医療の国営化と申しますか、そ
ういう方向への政治的責任、政治的方
向、政治的示唆、そういうほうへの一歩を
この次の、この道の行く手にやはりこ
ざいますことを、そこまでの見渡しを、
政府は勿論医師薬剤師の両医療担当者
としての側のかたも、そこまでの見
渡しをお持ち下さい、そして御努力
下さつて、そして木当に国民の医療
生活を安心して解決付けて行きますた
めへの三者の側のかたの御協力、
御努力をお願い申上げたい。この希望
を附けましてこの案に社会党は賛成
いたすものでございまして。

○藤森眞治君 私は今今の常岡委員の
修正動議を含めた本法案に賛成するも
のでございまして。医薬分業の問題が長
い闘争の歴史を持つて参つておりまし
たが、私どもはこの国民医療を前提と
して医師、薬剤師がおのずから国民の
幸福のために考へた場合には、法律を
以て解決しなくとも、国民の意思の上

に当然解決されるものだということを
かねてから考へておりました。また
まサムス准将もそういう線から、日本
に対しての勧告が最初になされたよう
であります。この意味におきまして、
ここに法律を以て解決をしなければなら
んということに立至りましたことにつ
いては、いささか遺憾の感じがする
のであります。併し日本の現在のいろ
いろの社会情勢は、やはり法律を以て
しなければならぬということに相成
りましたことは、これは社会情勢の然
らしむるところとしてこれは我々も諦
めなければならぬ点であると思ふ。殊
にこの法案におきましては、医師の側
も薬剤師の側もおそらく双方とも御不
満であろう、或いは十分でない点もあ
らうと存じますが、すべて双方がう
まく行くというのではない。こういう点
から双方がよく御了解できたというこ
とは、非常にその点においては私は喜
びに堪えないものであるのでありま
す。希わくば今後におきましては、こ
れを契機として医師、薬剤師双方とも
に国民医療の上立つて、これまでの
ようなこういふふうな闘争と申しま
すか、抗争と申しますか、こういうふう
なことの再びないようにならうことを
私は希ふものであります。

なおそれにつきましてこの法案の
一、二の点について希望を申述べたい
と存じます。この法案によりま
すと、審議会が設けられることになつ
ております。現在の法律の上におきま
しては、各種の審議会がむしろ整理を
される段階にあると私は考へておりま
す。而もここに審議会が設けられると
いうことも、これも若干遺憾の点があ
るのであります。併しながらこの新ら

しくできまして、殊に省令を作るため
の審議会ができるというふうな筋もこ
れは止むを得ない。併しこの審議会に
よつてできまする省令というものにつ
きましては、これは非常にむずかしい
専門的の技術も要するし、又学問的の
解釈の要する点が多々あると存じます
ので、單なる通り一遍の審議会を作ら
ないで、十分政府当局においては審議
会の構成について御考慮相成りたい。
なおそれについての省令は勿論、申す
までもなく十分学問的の基礎に立ち、
又国民医療の本質の上立つた省令が
作られることを希うものであります。
できることなれば省令ができませんと
きに、本委員会の意向も十分お聞きに
なることを希望いたしまして、本案に
賛成するものでございまして。

○石原幹市郎君 私も常岡委員提出の
修正案に賛成するものであります。こ
が、次の二点を政府当局に要望いたし
ておきたいと思ひます。
本制度実施に当りまして、将来適正
なる診療報酬を設定されることと思
うのであります。そのときには、国
民の医療費の急激なる増高を来さない
ように適當なる御配慮を願ひたいと思
うのであります。本法案の審議に当り
まして、我々も最も関心をもち、又國
民の大部分も関心を持つておられます
問題は、この制度実施によつて果して
国民の医療費負担が高くなるであらう
か、或いは安くなるであらうかとい
うようなことに最も大きな関心を持つ
ておられるのであります。この点に関
しまして、政府当局の御調査なり御答
弁というものは、我々にまだ十分なる
満足を得なかつたのであります。こ
が、これは国民が最も重大なる関心を

持つておられるところと思ひますので、
適正なる診療報酬を定められなければ
なりません。医療費の急激なる増高
を来たさないように十分なる御配慮を
願ひたいと思ひます。
次の一点は、この制度実施によりま
して、社会保険経済に、健康保険経済
に如何なる影響を及ぼすかということ
についても、まだ十分なる研究ができ
ていなかつたように思ひますのであり
ます。この制度実施によりまして、保
険に非常に異常なる影響を興えるこ
うことになりなりましたならば、これ
大きな問題を起すこととなると考へら
れますので、社会保険経済に対して
異常なる影響を来たさないようにこれ
又十分なる御工夫と御配慮を願ひたい
というこを要望いたしまして、私も
本修正案に賛成いたすものでありま
す。

○井上なつゑ君 私も只今提案されて
おります常岡委員の修正案に賛成いた
すものでございまして。
御承知のようにこの法案がこの国会
に出で参りましたから、私どもは實際
に国民の多くのかたの意見を徹したの
でございまして、そのときに感じまし
たことは、如何に国民がこの問題に関
して無関心であるかということ、これ
を強く感じさせられたのでございま
す。殊に保健衛生問題につきまして余
り関心を持つていないということが、
地方に参りましたもよくわかつたので
ございまして。幸ひ今日幾多の日数の審
議を了えましてこの修正案が提出せら
れたのでございまして、若しこの修正
案が可決せられまして法律となりまし
た場合には、政府におかれましては……
医師側におかれましては政府原案に反

対しておられますし、薬剤師側におか
れましては賛成しておられましたが、
両方とも結局要するところは国民の
衛生知識が低うございまして、医
師側はこれに疑念を持たれ、又薬剤師
側におかれましては国民の衛生知識が
低いがためにこれを分離すればいいの
ではないかという意見が出たのだと思
ひます。それで当時政府におかれまし
ては、薬剤師側の言われたように、政
府も薬剤師の意見をとり入れて薬局の整
備拡充に力を入れて頂きたいと存じま
す。又一方医療機関の整備拡充に力
を入れて頂いて、又お客さんの方面も力
を入れて頂いて、ます、医療の専門
化を図つて頂きたいのでございまして。
そうすることは引きも直さず国民の保
健衛生上にも大きな影響になります
し、今後国民の健康への確信というこ
とに大きな貢献をいたすことと思ひま
す。幸いに本法案によりまして、今後
ますます増加すると言われております
結核問題もだん／＼と解消いたしまし
て、国民が健康になりますれば、この
上なく幸いだと存じますので、そうし
た点に今後この上とも法律の運用の面
に政府の格段の御努力あらんことを希
望いたしまして、この案に賛成いたし
ます。

○草葉隆國君 私も只今の常岡委員の
修正案に賛成をいたします。
殊にこの問題はアメリカの勧告とい
うものも大変な問題になつて参りまし
て、政府の提案になつて参り、それに
対して一種の社会問題たるごとく問題
が沸騰いたして参りました。只今の常
岡修正案によりましてこれが採択され
ますと、従来の医療関係立法の大変
な躍進となりまして、このためにい

ゆる日本の医療制度或いは国民の受け
ます福祉も大きいものがあろうと存じ
ます。殊に医師法の第二十二條におき
まして、処方箋を交付しなければなら
ないという前提の下に進められ、患者
の便利のためには、業事法におきま
す特別な希望の場合において、患者が希
望する医師から投薬を受けることがで
きるという、こういう條項が入りまし
て、その関係者並びに国民が納得した
医師法、歯科医師法並びに薬剤師法の
改正が実施されますことは、誠に私
ども衷心より御同慶に存するのであり
ます。但し私どもがこの修正案に賛成
いたしますのは、医師法第二十二條
にあります但し書は、やつぱり十分医
学上において治療上特に支障がある
という場合、これは厳格な意味において
解釈すべきものでありますから、従
つて省令の定められる場合において、
或いは審議会の設置される場合におき
まして、先ほどもお話がありました、
これが構成及びその委員等の任命、
数、内容等におきましても十分国民の
納得するような構成がなされることを
特に希望する次第であります。又業事
法の一項に、修正によつて附加えられ
ました患者が希望します場合におきま
しても、十分患者の意思が、みずから
の意思によつて希望することがなし得
るように入行かなければならぬ
と思ひます。従つて先ほど石原委員も
発言されましたが、この修正及び改正
によりましてこの本法の施行に当りま
しては、医療費の増大というものは極
力、あらゆる点からこれを阻止するよ
うにしながら医療の向上を来すよう
に、この本法の実施に當つては政府は
格段の努力をいたされ、従つて医療行

政がこの面的な法案によりまして、
法律の実施によりまして、一層十分充
實いたしますように取計らつてもら
いたいと存じますと同時に、この修
正案の持つておきます精神が、医
師、薬剤師並びに国民に十分理解さ
れ、只今の常岡案の修正の精神が十分
徹底いたしますように、そして本法
の施行上誤りのないようにいたされま
すよう、この点は特に希望をいたす
次第でございます。これによりまして
国民の医療が向上し、又患者に一層福
祉を来すような努力の進んで来るこ
とを衷心から思ひますときに、修正
案に賛成をいたす次第でございます。
○有馬英二君 各位から常岡修正案に
対する賛成並びにそれについての希望
條件が述べられまして、先ほどから拜
聴いたしておりまして、一々私はこれ
に賛意を表する次第であります。
もは多く附加することもないかと
存するものであります、この際私は一
言だけ申し添えておきたいと思ふこと
は、先般サムス准将が帰米の際に、私
ども数名が呼ばれまして希望を述べら
れた、その言葉の中に、この法案が
実施せられるかせられないかというこ
とは、日本が民主化されたかされない
かという一つのテストにもなるという
ような言葉があつたように私は解釈し
たのであります。この法案の審議に当
りまして、私も委員会におきまして
は徹頭徹尾誠意を以ちまして、この我
が国の民主化達成のために私ども苦心
して参りました。然るところ、今回常
岡案が提出されました、私どもこの政
府案に対する修正案は誠に適切であ
る。この修正案こそ恐らくサムス准将
の意中にあつたものと同じなものとい

うことは言われんかも知れませんが、
大体において私は一致するものではな
いかと存するのであります。なお我々
は審議中にいろいろの外国の例なども
参考にしたのでありまして、この
新しい修正案こそは、恐らく最も我
が国の国情に適したものではなからう
か。又これを各国の医師法に照しまし
ても決して遜色のないものであるとい
うことを私は信じて、ここに賛意を表
するものであります、但し如何なる
立派な立法といえどもこれが実施に
當つてその真髓を實行できないよう
なことがありまるといふと、これは誠
に遺憾なことになるのであります。特
に私はこういうことを政府に要望した
と思つております。即ち我が国の
医療がこの改正案の業事法の中に、省
令によつて定められるところによつて
ということが書いてある。特に地域的
にこれが実施について考慮を払うべき
であるということが書いてあります。
この点は誠にまだ我が国の各地方々々
におけるところの文化の程度が甚だ平
衡を欠いておる、進んでおらないこと
があるといふことを意味しておるの
でありますからして、政府におかれ
ましては一日も早くかくのごとき除外
例はないような状態に我が国の文化の
促進に努力せられなければならぬと考
えておる。特に私ども諸般の事情を考
えまますときに、医師の教と、薬剤師
の教とを比べて見ますといふと、我
が国の現状におきましては薬剤師の教
が遙かに少い。特に辺鄙なところにお
きましては、正しい調剤をするような
薬局の数が非常に少いのであります。
この点は政府におかれては直ちに適正
なる促進をされ、先ほどどもなたかお

述べになりましたが薬局の整備、強化
を図り、一日も早く如何なる辺鄙な所
へ行きまして、この法案が正しく実
行されて、国民の福祉が増進される
ということが本当に実現されるようにお
運びをお願いするのであります。
この点一言私も政府に希望を述べま
して、私の賛意を表する次第でありま
す。
○長島銀藏君 大分御意見も出された
ようでありますから、討論は御終了願
ひまして、直ちに採決に入られんこと
の動議を提出いたします。
○委員長(山下義信君) 討論は終結し
たものと認めまして差支えございませ
んか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山下義信君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより採決
に入ります。医師法、歯科医師法及び
業事法の一部を改正する法律案につ
いて採決をいたします。先ず討論中
に採決した常岡君の修正案を議題に供
します。常岡君提出の修正案に賛成の
かたの御起立を願ひます。
〔総員起立〕
○委員長(山下義信君) 全会一致で
ごさいます。よつて常岡君提出の修正
案は可決されました。
次に只今採決いたしました常岡君の
修正にかかるところを除いて法案全部を
議題に供します。修正の部分を除いて
他は原案通り御賛成のかたは御起立を
願ひます。
〔総員起立〕
○委員長(山下義信君) 全会一致で
ごさいます。よつて医師法、歯科医師法
及び業事法の一部を改正する法律案
は、全会一致を以て修正可決すべきも

のと確定いたしました。(拍手)
この際保利厚生大臣代理の発言を求
めます。
○國務大臣(保利茂君) 多年の懸案と
なつておりました医療分業の問題に
關しまして法案を具しましたところ、
委員会におきましては委員長初め全委
員各位は終始非常な御熱意を以て且つ
又非常に御慎重に御審議を頂きまし
て、只今御議決のような結論に到達せ
られましたことにつきまして、衷心敬
意を表する次第であります。政府とい
たしましては、今後の国会審議の過程
におきまして、只今の御議決の趣意に
基きまして十分これを尊重して参るつ
もりでございます。
○委員長(山下義信君) なお委員長が
議院に提出する報告書には多数意見者
の署名を附することになつております
から、本案を可とせられたかたは順次
御署名を願ひます。
多数意見者署名
有馬 英二 小杉 繁安
井上 乃 夫 中山 善彦
長島 銀藏 石原幹市郎
草葉 隆圓 河崎 ナツ
藤原 道子 藤森 眞治
常岡 一郎 谷口彌三郎
松原 一彦 永井純一郎
○委員長(山下義信君) 御署名漏れは
ございませんか。……署名漏れはない
ものと認めます。
それから本会議における委員長長の口
頭報告につきましては、委員長に御一
任願ひたいと存じますが、御異議ござ
いせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山下義信君) 御異議ないも
のと認めます。

それでは暫時休憩いたします。
午後六時二十一分休憩

午後六時三十五分開会

○委員長(山下義信君) 休憩前に引續きまして会議を開きます。

議事の都合によりまして、この際理容師法の一部を改正する法律案を議題といたしまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。衆議院議員高橋等君。

○衆議院議員(高橋等君) 提案の理由につきましては昨日御説明を申し上げたのであります。なお念のため一、二カ所追加をさせて頂きたいと思っております。

先ず第一の点は、お手許へ出ております。配付された書類の十四條の二という組織に関する項目でございます。この第三項に「二以上の理容師会又は美容師会は、連合会を組織することができる」というのが成文でございます。印刷物の中には、「二以上の理容師会若しくは美容師会又は理容師会及び美容師会は、連合会を組織することができる」と書いてありますが、これはミス・プリントでございます。訂正が出ておられるから念のために説明申上げておきます。即ち理容師会又は美容師会は、連合会を組織する場合は、理容師会の連合会、或いは美容師会の連合会を作ることができるといふ趣旨でございます。

なお十四條の三の審議会に関する規定は、昨日衆議院におきまして、全部修正削除されました。通過を見ております。一応その点を御報告申上げて御審

議をお願いしたいと思っております。何とぞ御審議を賜りまして御賛成を賜らんことをお願いいたします。

○長島銀藏君 これは全部削るんですか。

○衆議院議員(高橋等君) ええ審議会の事項は全部削除でございます。

○河崎ナツ君 ちよつと先ほどの御説明で、はつきり伺いませんでしたので、もう一度伺いたいと思存しますが、十四條の三の審議会を置くこれは削除するのでございませうか。

○衆議院議員(高橋等君) 十四條の三は全部削除でございます。

○長島銀藏君 これは十四條の三全部削除とおっしゃいますけれども十四條の三という文字まで全部、こういう意味でございますか。

○衆議院議員(高橋等君) さようでございませう。

○藤原道子君 私もうすっかり聞き漏らしたのでございませうけれども、十四條の二の三でございませうね、その「二以上の理容師会若しくは美容師会又は」とあるのを削るんですか。或いは「一又は理容師会及び美容師会」というのを削るんですか。

○衆議院議員(高橋等君) もう一度それでは十四條の二の第三項の成文を讀みます。「二以上の理容師会又は美容師会は、連合会を組織することができる。」「で、それから削りましたのは、「若しくは美容師会」と「又は」の下の「理容師会及び」という所々を削つて頂きたい。よろしゅうございませうか。

○藤原道子君 わかりました。

○衆議院議員(高橋等君) これはミス・プリントであります。

○藤原道子君 第三條中の「更に一年

以上の実地習練を経た者は、一を「一年以上の実地習練を経た者であつて更に都道府県知事が行う美容師試験に合格したもの」と改めるといふことに相成つておりますが、この美容師法、理容師法は結局髪型だけを試験するのでなくて、衛生上の問題に重点を置くというふうには、まあ私たちは解釈していただいておりますが、この都道府県知事の試験いたす内容は、どういふことを予定しておいでになるのでございませうか。

○衆議院議員(高橋等君) この試験の内容は、省令で大体定めましますので、公衆衛生の試験並びに公衆衛生上の技術に関する試験を行う予定になつております。なおここで今一つ附加えて御説明させておいて頂きたいことは、従来は一年以上、学校を出ました人で、あの一年間を実地習練をいたしましたのでなければやれないことになつております。ところがそうすると、その設備は大抵髪屋さんあたりで見ますと、機械を四台以上持つておるところというふうな制限があります。田舎の自分の家が髪屋でありまして、その設備がないと、その息子さんは学校を出てから、又よその家に行つて実地習練をしなければならぬといふような不便がありますので、今度省令を、施行法と同時にこの事項を突は直しまして、実地習練はどこへ行つてやつてもよろしいといふことになつたしまして、機会均等を得ようという方法を講じております。その点御了承願います。

○長島銀藏君 第六條の二という所

で、「理容師又は美容師は、理容師又

は美容師以外において、その業をしてはならない」とありますが、私の例を申上げて甚だ恐縮であります。私は山に住んでおる、そこで従来、床屋さんに山まで来てもらつておるのでございませうが、これはこれから禁止事項になるのでございませうか。

○衆議院議員(高橋等君) 但し、省令で定めるところにより、特別の事情がある場合はよろしいことになつております。どうぞ特別の理由がある場合には……。

○長島銀藏君 只今の高橋先生の御説明は、その省令の中にそういうことを含まれるかどうか、それをちよつと伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(高橋等君) 省令で定めるところは、或いは結婚の場合の着付であるとか、或いは又病氣であるとかいふような例示をいたす予定になつております。そのときに止むを得ない事情で理容所におもむかれたい特別の事情がある場合ですね、そういう広い意味に御了承願ひたいと思ひます。

○河崎ナツ君 第三條中の訂正でございませう、今まではその養成所を出ました、一年以上の実地習練を経た者でありましたのでありますが、それを更に都道府県知事が行う理容師試験に合格したものとすることに今度改めるといふことにつきまして、もう少し詳しいことを伺いたいと思ひるのでございませうが、その理由を……。

○衆議院議員(高橋等君) 本来ですと、成るべくこうした理容師、美容師の職につく人が、業に職につけますように、試験といふような制度は余り好まないのですが、併し現在の状況は、この養成施設というものがま

だ不完全でございまして、この不完全な養成施設を出て、一年実地習練をいたしましたも、理容師なり美容師なりといふゆる知識、技能と申しますか、そうしたものがまだ完全とは言えない。そこで一応実地習練の場所は、併して機会均等の精神に則つてやらすが、一応当分の間試験をして行こう、併しこの養成施設は年々歳々向上をいたし、又厚生省をして奨励して、これらの施設を向上させ、充実にさせ、そうしてこの試験制度は一日も早く廃止の方向に行きたい、これが提案者の意思でございます。

○河崎ナツ君 今の提案者の御意見を伺ひまして、やや安心いたしましたのでございませうが、この美容師試験のほうですね、美容師試験のほうは若い男女の人、若い男のかたと違ひまして、若い女の人のほうは結婚の先もつまつておられますし、試験を受けて、また来年も受ける、その間もう一度試験が通らなかつたならば、そこに行つて練習して来る、いろいろそういうおられませうし、又こういう婦人の職業の技術をつけましますし、男のものと違つて女の人の、日本の女の人の現状から申しますと、まあ職をつけるといふような人はどちらかといつたら、経済生活におきましていろいろ、その余裕がございませうから、まあ或る意味から申しますれば、理容師の場合と多少そこところは、現段階におきましては多少どころではなく、なかなか女の場合には考へて上げなければならぬのではないですか。一面この養成所のほうは、あれでまあ試験をするといふことからは、よくさすとい

だ不完全でございまして、この不完全な養成施設を出て、一年実地習練をいたしましたも、理容師なり美容師なりといふゆる知識、技能と申しますか、そうしたものがまだ完全とは言えない。そこで一応実地習練の場所は、併して機会均等の精神に則つてやらすが、一応当分の間試験をして行こう、併しこの養成施設は年々歳々向上をいたし、又厚生省をして奨励して、これらの施設を向上させ、充実にさせ、そうしてこの試験制度は一日も早く廃止の方向に行きたい、これが提案者の意思でございます。

う厚生省の何か努力もございすが、試験するほうでせめて行つて、養成するほうをもつと実力あるようにせしめて、そうしてまあ職をつけたものと認めるといふふりに行こうとしない、試験をするほうで以つて受ける女の人の、そのいろ／＼な途を狭められるということにおきまして、そこに行くということに、少し私たちが若い婦人の職業を身に付けるということにつきまして非常に責任を持つて考え、又好意を持つて考え、又日本の現段階においては非常に考慮して上げなければならぬということから申しますと、少し納得が行かないのでございすが、その辺につきましての中心につきまして、何かほかに考えでもございまして、何か。又厚生省といたしましては、そういう方法につきましてどういふふうにお考えでございませうか、おいでになつていらつしやいますか、それでは提案者のお心配りをお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(高橋等君) 一応先ず現在学校へ行つておられるかた、或いは又修業中のかた、このかたにつきましては、試験を受けなくても昭和二十八年六月三十日まで資格を與える。これから学校にお入りになるかたは、それを卒業して、習練をやりますと試験がある、こういうことで一応現在学校に行つておられるかたの身分に大きな変更のない措置を附則において規定いたします。これはこの法律の附則の第二項に規定いたしております。なお只今お話の、御指摘の試験をすることによつて、学校の施設を向上さすといふことは、これは試験の目的では勿論ないのでありまして、そういうこともあ

り得るだらうというだけのこと、これは軽いこととお考えを願ひたいと思ひます。なお先程申し上げましたように、二十八年のこの試験を施行するまでの間に厚生省に十分に努力をして頂きまして、その間施設が完備いたしまさるならば直ちに法律を改正し、試験をしないでいいことにしてもいい、できるだけ早く試験をやる方向に行きたいというのが提案者の意思でございませう。

○藤原道子君 提案者にお伺ひいたしますが、従来では試験をしなかつた者に支障があつた事実があるのではございませうか。

○衆議院議員(高橋等君) 甚だむすかしい御質問でございすが、理容師法の適用はまだ実は日が浅いのでございませう。そうして学校を卒業してインターンを出て資格を持つている人は割合少いわけでありませう。なお現在におきまして試験を受けてなる人と、学校を出てインターンを受けてなる人との二通りの人があるのでございませう。大体におきまして最前法律を制定いたしましたときは、大体養成施設をやりまして一年で十分だと考へておりましたが、これは養成施設その他を御覧になると非常にいい所も勿論あるのでございませう。併し大体においてまで不完全である。どうしても一年間養成所におつて一年やつたのではこれは不十分だということを一般に認定をいたしまして、特にそのために不都合が起つたとか何とかということを具体的に例を挙げて、それじやこの点が不都合だらうという点は特に指摘できませんが、それでは役に立つ人は殆んどできないというのが実情のように調査をいたし

まして、こういうことを出したのであります。なおこの点は各団体の入々、理容師、或いは美容師、或いは深い関係のある会につきましては、大多数のかたはこれに賛成でございませう。ただ特に学校を卒業せられておる特殊のかたは、この試験制度に非常に反対の運動をなさいました。それは御無理からんこと、学校を卒業して御自分の学校を出た者がもう一回試験をしなけれは資格をもらえないというのでは学校は権威にもかかるといふこともあるかと思ひます。その学校経営方面のかたは相当御反対がございましたが、大部分の美容師並びに理容師のかたの組合にこれを伺ひましたところ、大部分のかたは現在では止むを得ないという結論になつております。これを参考のために申上げておきます。

○河崎ナツ君 今の御説明の中で、学校経営者が反対しておる、大部分の人は賛成しておる、いろ／＼立場がございませう。私は若い娘さんが職業を身につけて、そして職業婦人として立つ、而も若い娘さんは男のかたと違つて結婚という問題があつて、その間が短い。日本の生活状態は結婚して職業婦人として、又家庭婦人としての生活の上では二つのものは活かしにく。こんな面からできるだけ職を身につけてさせてやりたいという實際問題を、いろ／＼と未亡人問題から痛感いたしておる者といひまして、やはりそんな面から職業を身につける日本の若い娘さんの立場を十分考慮して頂きたいといふことを実は附加いたしましたのでございまして、これは是非お考えを願つて、適當なときに又この問題に

つきまして、先ほどおつしやいましたようにお考え願ひたいと思ひます。あとちよつと、先ほどそういう仕事をしますのに理容所又は美容所以外の場所でははいかん、それはどんな所か、省令の定むるところ及び病氣のとこと結婚の場合とかございませうが、そのほかに何か理容所、美容所以外の所ですて非常に害のあるような実例でございませうか。若しもそれがあつて害があるんだつたら、それに対して反省を促すような簡條がなくてはならぬものと思ひます。

○衆議院議員(高橋等君) 実は簡單な道具を持ちまして街頭その他で理容行為をやつたりする例が往々見受けられる。そういうものほど実は公衆衛生上伝染病等の媒介をなす本當に不潔なものなんです。そういうことを公衆衛生上の見地から防ぎたいというのが第六條の二の規定でございませう。そういう不都合は往々見受けられます。なお「特別の事情がある場合」といふのはいろ／＼な場合がございませう。先ほど御説明しましたが、なお例をば船が入つたが出帆まで間に合わなくて、こちらから行つてやらなければ間に合わなかつたというときに集約的に出掛けて行つて理容するとか、いろ／＼な例があります。例をば浮浪者を一カ所へ集めてやるとかいろ／＼のことも考えられますが、大体において公衆衛生的な見地からこの條文をきめたわけはございませう。なおこれに違反した場合の罰則の規定を加えてあります。

○河崎ナツ君 この理容師のかたで美容師の資格がなく、男の若い人がパーマネットを少ししておりますが、そういう理容師のかたがパーマネット

を資格なくしてするというような実情が大部分のように聞いておりますので、そういうことにつきましては、ここではどういふふうな取扱をするお考えでございませうか。

○衆議院議員(高橋等君) 免許を受けなければいけないことになつておつて、罰則の規定があります。なお理容師と美容師との間の各營業内容といひますか、それは法律においてはつきり區別いたしております。

○委員長(山下義信君) ちよつと一つ伺ひますが、第十四條の二です、理容師又は美容師のことです、今度どういふふうな第十四條の二で規定してありますが、理容師又は美容師、現行のそういう字の扱ひ方は何も経過規定にありませんが、新規に皆こいういふふうな字の設立手続をとらなければなりませんか。

○衆議院議員(高橋等君) これはやはり現行の字も届出を要することになつております。

○委員長(山下義信君) この届出は成規のこの手続をやる、こういうことになりませうか。

○衆議院議員(高橋等君) そうです。

○委員長(山下義信君) それから現行法は、手許にありませんからよくわかりませんが、理容所とか美容所とかといふものの、その營業の表示といふようなものは現行法の中に何か規定がありますか。

○衆議院議員(高橋等君) 現行法には別にありません。

○委員長(山下義信君) 名称の変更に伴います措置は何も必要はないですね、現行法において……。

○衆議院議員(高橋等君) はあ。

童局長お伺つておきますが、これはすでに御質疑が出たかも知れませんが、若し重複をいたしておりましたら省略して結構でございます。先般児童憲章を御制定になつて、厚生省は御盡力に相成りまして、我々も非常に多いといふのであります。児童局におかれましては将来どういふ御覚悟を持つておいでになりますか、この際明らかにおきたいと存するのであります。先般当委員会に総理大臣の出席を求めて、その他の問題も併せて政府の所見を伺いたいという委員の御意見があつたのでございますが、今日なお実現ができません。他日その機会を得まして明らかにしたいと思存するので、この際当面の責任者であります児童局長の御所見を承つておきたいと思存いたします。

○政府委員(高田正巳君) 先般児童憲章が制定會議で制定され、宣言をされたわけでございますが、内容はいろいろと権威のかたがお集りになりました結果でありますので、非常に結構なことだと私も考えております。あの中に盛り込んであります事柄の実現というところに相成りますと、一児童局、一厚生省というふうなことでございませんで、政府といたしましては全般的に関連をいたすことであり、又政府だけでなく、国民も親の立場であり、或いは社会人の立場であり、すべての立場において国民全体のかたの御関係になるところでございしますので、私どもがただ一部局において力みましても、その内容はなかなか実現ができませんのでございまして、私どもは私どもの立場といたしま

して、あの内容の実現ということに格段の努力をいたす覚悟でおる次第でございます。なお内容の実現に先行をいたす問題であります。遺憾ながら国費の予算におきましては、普及徹底費といふものは特別には計上いたされておられません。従いまして従来いろいろ持っております印刷費でありますとか、いろいろの啓発運動の費用等を使ひまして、これの普及徹底に努力したいと、かように考えております。地方におきましては、中央よりより以上特別の経費を若干計上いたして所もあるように承知をいたしてあります。なおこれの普及徹底につきましては、今のように特別な予算を計上して云々するといふようなことも大事でございまして、ただそればかりでは到底その実を挙げられないので、あれを紙に刷りまして各戸に廻しまして、或いは何らの意味もないのでありまして、児童福祉に従事をいたす者、或いは学校教育に従事をいたす者がた、或いはPTAの幹部のかたが、さやうなかたが自分の仕事を通じまして、あらゆる機会にこれの普及徹底に御盡力を頂くと、かように一番効果があるのではないかと存じますので、そのほうのことに私どももいたしめて、大いに御努力を願うように御盡力をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○長島銀藏君 この法案は、私甚だ杜撰な意見を申し上げるようでありますけれども、例えば三十九條に「乳児又は幼児」とあるのを「保育に欠けるその乳児又は幼児に、」或いは四十五條の「里親の行う養育」という面があります

が、「里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護」という場合に、児童福祉に對しては国の費用も相当これに増加せしめるといつたような、いろいろ今まで欠点のあるところを補うといふような法律のところに解釈されまゝです。それからなおこの附則を見ますと、十月一日から行ふといふようなことになつておられます。臨時国会があるなしは別といたしまして、もう明日が最終日でございます。従いまして、先ほど松原委員のお話に相成つたような場合に、取りあはずこの法律を本国会中を通して頂きて、あとからいろいろの方面の御説明を聞くという形でもあなご悪くはないように私は解釈されますので、甚だ恐縮でございます。今この福祉の問題が早く間に合いますように特別の御配慮を願ひまして、この法案を一刻も早くお通し下さいますように、委員長において御配慮願ひたいと思存いたします。

○委員(山下義信君) 私は児童憲章の制定を契機といたしまして、児童行政が非常に強化されなければいかんと思存。これはただに政府の当局、只今児童局長の言われました厚生省の一部局を責めるばかりでもいけないのでありまして、国会みずから立つて、この際十分児童福祉関係の行政の強化を内閣に迫らざるを得ないと私は考へる。殊に臨時国会等において補正予算の時期があり、或いは通常予算の編成期に際しては、厚生委員会といたしましては十分留意せなければならぬと考へておるのであります。皆さんの御意見如何でありますか。児童憲章の制定を契機としまして、児童福祉行政の強化ということについて厚生

委員会というものは盡力しなければならぬと私は考へる。これはただ児童局長を責めておるのではないのです。こういう問題の審議の際に政府の意向も確かめ、あれだけの仰々しい児童憲章を制定しておいて裏付けが何もないといふことはあるべきではないので、これは当然やるべきことを児童局長も言つておられますが、ただ児童局長の問題ではなくして、大問題でありますから、国会といたしましては皆さまが十分な御盡力を仰がなければならぬと私は考へておりますので、皆さんの御意見を承りたいと思存のです。

○藤原道子君 私は委員長のお話も通りに、我々は作文を作るものではないと思存。あれだけの立派な児童憲章ができて、殊に何と申しますか、この児童福祉法の精神すら行われていな、そうして児童憲章ができた、併しそれに対して裏付けがないし、今度の審議に對しても大臣は一回も来ておられない。そういう点から申しまして、私はどうも熱がないように思存して、非常に遺憾に思つておるわけでございまして。殊に私は、この法案に對してもつと熱情のある御答弁を伺いたかつたといふことを考へておる。委員会でもつと児童福祉に真剣になり、児童の幸福を本當に守つて行くといふ熱意を持つて行かなければならぬと私は思存いたします。

○松原一彦君 質問ではございませぬが、今の委員長の御所見の通りに、私は何を申しても法律は繪に書いた餅であつてはならぬのであります。先般児童福祉のための大会を開いた際においても、陳情、請願等が次々と出ておりますのは、費用の裏付けであります。昨日主計局長も言われた通りに、平衡交付金の中に計算の基礎としては項目は挙つておりますけれども、その分配は府県に任かしてあるのでございませぬから、かような社会事業等の弱い面には費用が廻つて来ないという現実がある。これは嚴とした事実であつて、所によつては給料すらも払われておらぬといふような悲しい事実があるものであります。法律を如何に整備しましても、財政上の裏付けのないものは全く意味をなさんと思存するのであります。これはたび／＼言われておることではあります。何かこの際かような重大な社会福祉事業、特に児童憲章に伴つての法案のごときに対する費用の裏付けについて、根本的に考え直す御意思はないかどうか。これでは到底実施は覚束ないのであります。この方面に關係しておる人々には特殊な人であつて、荒い大きな声も出されぬ。動作もいたしませんから、いふやうなもの、それだけ地方におけるところの費用はいつまでたつてももらわぬのであります。もらひ得ないという状態が続いておるのであります。この点につきまして厚生省の当局は何かもつと根本的に予算的の処置について強硬なお考えをお持ちになつておるかどうか、

○政府委員(高田正巳君) 私どもは根本的な措置といたしましては児童福祉

何つておきたいと思つたのでございませう。

○政府委員(高田正巳君) 補正予算におきまして、この問題を平衡交付金から補助金に引戻すことにつきましても、私も十分に努力をいたしたと存じております。なお私どもの努力は非常に微力でございますので、厚生委員会の十分な御指導、御援助をお願い申上げたいと存ずるわけであります。併しながら私の率直な感じを申上げますと、補正予算におきまして、それを実現することは、諸般の情勢から相当困難性が多いのじやないかと、甚だ残念でありますけれども、さうなまあ私の個人的な気持、見通しがいたすのでございませう。二十七年の予算の編成も近く始まることと存じますから、この機会におきましては、是非ともこれを実現させたいという熱意を私は持つております。只今委員長初め委員の皆様がたの非常な児童福祉に対する御熱意を拜承いたしました、私も感射に堪えない、有難いことと存じておるわけでございませう。どうぞ皆様がたにおかれましては、力の足りない私どもを大いに鞭撻を下さりまして、そのことが実現いたしますように、従来も御盡力を頂いておりましたけれども、より以上の御援助をお願いいたします。

法で……生きていますから、その人たちは……、そこへ何か手を打つ方法をお考えなんでしょうか。そのことを一言伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 措置費が非常にうまく行つていない部分は、よく御承知のように主として保育でございませう。保育所が非常にうまく行つておりませんでございませうが、その他の施設におきましては、不十分ではあります。そこで生活いたしておられますが、なんとかかかんとかそれは放つて置けないというわけで、それ／＼何とか措置費の支払が行われておるわけでありませう。一番の問題は保育所でございます。これが非常に不円滑になつておる、かような状況でございませう。まあ保育所の問題、これが非常に大きな、数も多うございませう、大問題でございませうけれども、仮にさういたしますれば、保育所は御承知のような形態の施設でございませうので、その経営者が非常に困りになることが、経営者なり乃至は従事者が非常に困りになるというところに相成るわけでございます。この点につきましては、只今の平衡交付金制度におきましては、残されておる手といたしましては、先ほどもちよつと申上げましたように、現在の児童福祉法の監督規定を、これは二十五年に平衡交付金制度がございませう。際に入れた規定でございませう。が、この規定を従来より以上に発揚いたします。私の規定を私どもとして、地方当局に働きかけて、さうなことが少しもなくなるように努力いたしたいと考えております。平衡交付金制度の本

質から申しまして、甚だ残念なことではあります。私も、私どもに與えられておる手段はそれ以外に残念でございませう。ないものでございませう。遺憾でございませうけれども、その方法で以て私どもは努力をいたしたいと、かように考えております。

○藤原道子君 実は私はこの児童福祉法の改正法案につきましては、とかく今の社会では権力が横行いたしました。弱者の力が余り取上げられていない。為政者は声なき声を取上げて本當に温い涙ある政治をしなければならぬ、かように存じておるわけでございませう。機会に、私は折角児童福祉法が施行されておるならば、この頃どれだけ多くの子供が犠牲者になつておるかといううような点を真剣に当局と質疑応答の過程において、いま一応お互いがこの子供の問題を取上げるこの熱意を固めて行きたい、かように存じております。従いまして新聞の切抜きとか或いは警視庁へ参りまして、親子心中の実態、これらにどれだけの幼い命が失われているかという点を一つ／＼検討して行きたい。條文と合わせてこれをやつて行きたい。そうして不幸な子供たち或いは又悪い社会環境の下に放置されている子供たち、これらの問題を十分に検討して行きたいと思つて質疑を今日始めたわけでございませう。私の質疑は半分も済んでおりませうけれども、今皆様がたの強い御要望もございませうので、私の質疑はこれ以上はいたしませんけれども、とにかく声なきところの声を取上げて行かなければならぬと、折角ございませうこの児童福祉法を空文に終らせまいように、もつと一

段の御努力をお願いしたいと思ひます。殊に日本の新聞にもございませうけれども、子供が不良化して行く原因は、環境の悪さ、こういうことが非常に重大な影響をしております。結局子供の不良化を講ずる前に、問題の起つた児童の措置を講ずる前に、その子供がその道へ落ちて行かないように護つて行くという方向へ一つお考を進めて頂きたいように思つたのでございませう。或いは日雇労働者の子供たちの保育所の問題等に、私は前々からお尋ねしている件でもございませう、これらの点或いは不就業児童のこと等につきましても、幾多お伺いしたい点がございませうが、時間の関係もございませうので、私は今日の質疑はこれ以上はいたしません。どうぞ私の意のあるところも十分お含み下さりまして、子供の仕合せがさす／＼増進されますように御努力下さることを私は当局に要望いたしました。私の質疑は打ち切ります。

○草葉隆圓君 以上を以ちまして質疑を終了し、討論を省略して採決に入りたいこと、討論を提出いたします。

○委員長(山下義信君) 速記をとめて。

午後七時四十九分速記中止

午後八時五十分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を起して下さい。只今の草葉委員の御動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。それでは質疑を打ち切り、討論を省略いたしました。直ちに本案の採決に移ります。本案を原案の通り可決することに賛成のかたの御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○委員長(山下義信君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を附することになつております。本案を可とされたかたは順次御署名願ひます。

多数意見者署名

石原幹市郎 中山 壽彦
長島 銀藏 草葉 隆圓
藤原 道子 河崎 ナツ
藤森 眞治 谷口彌三郎
松原 一彦

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはありませんか。……御署名漏れはないと認めます。

なお本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

本日はこれを以て散会いたします。

午後八時七分散会

出席者は左の通り。

委員 山下 義信君
理事 小杉 繁安君
井上なつみ君
有馬 英二君
石原幹市郎君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
長島 銀藏君
河崎 ナツ君

衆議院議員

國務大臣

労働大臣
厚生大臣
臨時代理

高橋 等君
保利 茂君

政府委員

大蔵省主計局長
厚生政務次官

河野 一之君
平澤 長吉君

厚生省医
務局長

久下 勝次君

厚生省業務局長

慶松 一郎君

厚生省児童局長

高田 正巳君

事務局側

常任委員
会専門員

草間 弘司君
多田 仁巳君

五月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、理容師法の一部を改正する法律案(案)(予備審査のための付託は五月三十日)

昭和二十六年七月二十一日印刷

昭和二十六年七月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所